

令和 8 年 6 月 25 日

長野県議会（定例会）会議録

第 4 号

令和 8 年 6 月

第444回長野県議会(定例会)会議録(第4号)

令和8年6月25日(木曜日)

出席議員(56名)

1 番	竹 村 直 子	27 番	小 山 仁 志
2 番	小 林 陽 子	28 番	竹 内 正 美
3 番	林 和 明	29 番	宮 下 克 彦
4 番	勝 山 秀 夫	30 番	大 畑 俊 隆
5 番	グ レ ー ト 無 茶	31 番	寺 沢 功 希
6 番	奥 村 健 仁	32 番	共 田 武 史
7 番	青 木 崇	33 番	高 島 陽 子
8 番	垣 内 将 邦	34 番	荒 井 武 志
9 番	早 川 大 地	35 番	埋 橋 茂 人
10 番	佐 藤 千 枝	36 番	続 木 幹 夫
11 番	丸 山 寿 子	37 番	中 川 博 司
12 番	小 林 君 男	38 番	両 角 友 成
13 番	勝 野 智 行	39 番	清 水 純 子
14 番	加 藤 康 治	40 番	小 池 久 長
15 番	小 林 あ や	41 番	酒 井 茂
16 番	清 水 正 康	42 番	堀 内 孝 人
17 番	向 山 賢 悟	43 番	依 田 明 善
18 番	山 田 英 喜	44 番	山 岸 喜 昭
19 番	大 井 岳 夫	45 番	小 林 東 一 郎
20 番	丸 茂 岳 人	47 番	毛 利 栄 子
21 番	花 岡 賢 一	48 番	和 田 明 子
22 番	望 月 義 寿	49 番	宮 澤 敏 文
23 番	山 口 典 久	50 番	丸 山 栄 一
24 番	藤 岡 義 英	51 番	小 池 清
25 番	川 上 信 彦	52 番	宮 本 衡 司
26 番	百 瀬 智 之	53 番	西 沢 正 隆

54 番 風 間 辰 一
55 番 佐々木 祥 二

56 番 萩 原 清
57 番 服 部 宏 昭

説明のため出席した者

知 事 阿 部 守 一
副 知 事 関 昇 一 郎
副 知 事 新 田 恭 士
危機管理部長 矢 島 武
企画振興部長 中 村 徹
企画振興部
交通政策局長 青 木 英 明
総 務 部 長 高 橋 寿 明
県民文化部長 小 池 広 益
県 民 文 化 部
こども若者局長 酒 井 和 幸
健康福祉部長 笹 渕 美 香
環 境 部 長 小 林 真 人
産 業 政 策 監 田 中 達 也
産業労働部長 米 沢 一 馬
産 業 労 働 部
営 業 局 長 田 中 英 児
観光スポーツ部長 柳 井 和 則

観光スポーツ部
国スポ・全障スポ
大会 局 長
農 政 部 長
林 務 部 長
建 設 部 長
建 設 部
リニア整備推進局長
会 計 管 理 者 兼
会 計 局 長
公営企業管理者
企業局長事務取扱
財 政 課 長
教 育 長
教 育 次 長
教 育 次 長
警 察 本 部 長
警 務 部 長
監 査 委 員

下 條 伸 彦
根 橋 幸 夫
千 代 登
森 下 淳
平 林 高 広
柳 沢 由 里
吉 沢 正
塚 本 滉 己
武 田 育 夫
松 本 順 子
清 水 寛
阿 部 文 彦
長 瀬 悠
増 田 隆 志

職務のため出席した事務局職員

事 務 局 長 村 井 昌 久
議 事 課 長 小 山 雅 史
議事課企画幹兼
課 長 補 佐 半 崎 洋 一
議 事 課 主 査 石 坂 太 朗
議 事 課 主 事 仲 條 正 祥

総務課課長補佐兼
庶 務 係 長
総務課担当係長
総 務 課 主 任
総 務 課 主 事
総 務 課 主 事

村 田 吉 弘
東 方 啓 太
木 下 裕 介
小 山 梨 菜
菊 田 彩 夏

令和 8 年 6 月 25 日（木曜日）議事日程

午前10時開議

行政事務一般に関する質問及び知事提出議案に対する質疑

本日の会議に付した事件等

行政事務一般に関する質問及び知事提出議案に対する質疑

午前10時開議

○議長（依田明善君）これより本日の会議を開きます。

本日の会議は、昨日に引き続き行政事務一般に関する質問及び知事提出議案に対する質疑であります。

●行政事務一般に関する質問及び知事提出議案

○議長（依田明善君）次に、行政事務一般に関する質問及び知事提出議案を議題といたします。

順次発言を許します。

最初に、川上信彦議員。

〔25番川上信彦君登壇〕

○25番（川上信彦君）おはようございます。飯田警察署の改築と周辺施設の整備について伺います。

飯田警察署の老朽化対策、そして南信地域の悲願であった運転免許センターの新設が一体となった本プロジェクトは、南信州地域の住民生活及び交通安全の拠点として、また、住民の利便性を向上させる一大事業として、地域から高い期待が寄せられています。

本事業の推進に当たり、令和 4 年11月に飯田市議会全員協議会において示された三つの重点事項について、1、アクセス道路の改良、2、風越公園の再整備、3、飯田創造館利用者の活動継続支援が示されましたが、その後、飯田市をはじめ南信州広域連合、県では、地域住民と丁寧な協議を重ね、着実に前進させてきていただきました。

具体的には、風越公園の敷地の一部が警察署、免許センターの用地として活用されることに伴い、令和 5 年 4 月に県から市へ公園移管がなされ、都市計画の変更を経て、現在は地域住民の声を反映した質の高い防災・市民公園として、その基本設計の最終取りまとめが進んでいます。

また、本事業に伴い昨年 3 月に閉館した県立飯田創造館の利用者支援についても、南信州広

域連合により、昨年5月に、新たな拠点、文化芸術活動支援センター「はにかむベース」がオープン。創造館の専門機材の移設を含め、南信州地域の文化芸術活動が途切れることなく移行、継続されたことは、飯田市及び広域連合、県の関係者の皆様の御尽力のたまものであり、心より感謝申し上げます。

これら地域の理解と多大な協力を背景に、本年度から飯田警察署の新庁舎の工事が本格化してまいります。県として一層のリーダーシップと財政的、技術的な支援が不可欠であります。

そこで、以下3点について質問いたします。

新庁舎の建設について、現在の工事の進捗状況と、2028年春の警察署運用開始、2029年春の免許センター全面運用開始というスケジュールの見通しについて伺います。また、デザインや機能性、耐久性やゼロカーボンへの対応など、県としてどのようなコンセプトで事業を進めているのか、伺います。

また、飯田警察署の周辺市道の改良・拡幅について、飯田市は、県警の意向や地元の要望を踏まえた道路計画を進めています。市道整備・改良について、来庁者の安全確保のために、県警としてこれまで市に対してどのような要望をし、どのような調整や協議を行ってきたのか。以上2点について警察本部長に伺います。

風越公園の再整備について、風越公園は今回の警察署、免許センター用地への充当及び市道拡幅により、面積が従来の1.8ヘクタールから1.1ヘクタールへと縮小されることとなりました。飯田市は、質的な向上を図るべく、豊かな樹木の保全やユニバーサルデザインの導入、さらには、広域避難地としての防災機能強化として、独立電源の夜間照明や防災テント等の配置を盛り込んだ再整備計画を地域住民と一体となって策定しています。

これらの経緯に鑑み、県として風越公園のリニューアル・防災機能強化に対しどのような支援をしてきたのか、建設部長に伺います。

飯田創造館の閉館を受け、南信州広域連合により昨年5月にオープンした文化芸術活動支援センター「はにかむベース」では、飯田創造館の機材が引き継がれ、有志による南信州創造の森プロジェクトが始動し、陶芸、木工、彫刻、版画の講習会や企画展の開催、部活動の地域展開の支援など、早くも新たな息吹が生まれております。

また、新たな施設では、ダンスや音楽に使用する部屋が最も使用されており、従来の飯田創造館の利用者に加え、新たな利用者も増加し、文化活動の新たな拠点として今後の広がりが期待されております。

しかし、これまで県立施設が担ってきた広域的な文化芸術の発信や育成の機能を、今後は市町村や民間が主導して持続可能なものにしていかなければなりません。県立創造館の歴史と役割を真に継承し、飯田・下伊那地域の文化芸術活動を今後もさらに発展させていくため、県と

してソフト、ハード両面において今後どのような支援を行っていくのか、知事に思いを聞かせていただきます。

次に、農福連携の推進について伺います。

本年4月18日に松川町で開催されたノウフクサミット2026 in 松川町は、阿部知事も出席され、「暮らしを守る、食とコミュニティ」をテーマに、県内外から多くの関係者が集い、農福連携について様々な角度から発信がなされました。会場では、ノウフクマルシェ、「障害×サーカス」のワークショップや、車椅子バスケの体験、防災キッチンカー、消防車や農業用ドローンの展示などが行われ、講演会では、ノウフクをテーマに、地域における農業の振興、経済の循環、防災力を高めるコミュニティづくり、芸術文化の継承などが語られ、さらには、地元松川高校ボランティア部の発表もあり、地域や次世代を巻き込んだ多角的な可能性が示され、本県にとっても大きな意義があったと考えます。

そこで、農福連携について伺います。

先月、公明党県議団では、京都府の農福連携について調査を行いました。京都府では、府内に福祉部局と農林部局が一体となったきょうと農福連携センターを設置し、政策の司令塔としての機能を果たしています。

その上で、府内の北部、中部の二つの圏域において地域サテライトを設置しており、このサテライトが拠点となり、地域ごとのきめ細やかな相談窓口や就労のコーディネート、地元農産物のミニマルシェの開催、特産品の共同栽培のハブ機能を担うことで、地域に根差した農福連携を成功させています。

そこで、長野県において、既に健康福祉部と農政部が連携し、役割分担、連携強化を図っていると承知しておりますが、今後、より効果的、一体的に推進し、県内外の認知度向上と県民の理解と協力を拡大するため、本県において農福連携センターの設置も含めた推進体制を検討していただきたいが、いかがか。

また、長野県は南北に長く、それぞれの気候や風土を生かした適地適作の農業が行われており、地域ごとに際立った農作物があります。南信州地域では、リンゴや市田柿で既に農福連携の取組が着実に進んできております。

そこで、それぞれの地域の特徴を生かした取組を推進するため、現在、農福連携促進コーディネーターを配置している県下4ブロックを念頭に、地域サテライトのような地域の支援拠点の設置についても併せて検討していただきたいが、いかがか。健康福祉部長に所見を伺います。

京都府では、障がい者や福祉事業所の支援員に対し農業講座を行い、技術の習得、向上を図り、その実績を認証するチャレンジ・アグリ認証制度を行っています。基礎、実践、地域連携の3段階があり、基礎課程では、農業の基礎を体得して農業での働きがいや農作業について習

得。実践課程では、個別の事業所の希望する栽培品目を題材として出張形式の講座を開設。地域連携課程では、地域の複数の事業所が共同受注を目指して同一品目を栽培できる技術を習得しています。

そこで、長野県ではお試しノウフクを行っており、多くの成果を上げていますが、さらに農業への理解を広め、認知度を向上させるとともに、地域ぐるみの産業として発展させていくため、独自の認証制度を創設するなど、農業振興の観点からも地域性を取り入れるべきと考えるが、いかがか。農政部長に伺います。

知事におかれましては、農福連携全国都道府県ネットワークの会長として、今後、長野県をはじめ全国をリードする取組の推進をお願いしたいと考えますが、長野県において、地域の実情に即した地域に根差した農福連携について、今後どのような姿を目指して展開していくのか。また、その取組をどのように発信していくのか。ビジョンを知事に伺います。

〔警察本部長阿部文彦君登壇〕

○警察本部長（阿部文彦君）飯田警察署、南信運転免許センターの新庁舎建設に係る御質問をいただきました。

建設工事の進捗状況についてであります。地面の掘削が終了し、基礎工事の準備を行っているとあります。建設地に隣接する風越公園内にあった飯田創造館の解体工事に遅れが生じたため、新庁舎の工事着手が遅れましたが、当初の計画どおり、警察署は2028年春に、免許センターは2029年春に、それぞれ運用開始の予定であります。

新庁舎の外観は、飯田市の伝統産業である水引をモチーフとしたデザインを採用し、飯田城桜丸御門や警察を想起させる赤い色を外壁の一部に取り入れております。

機能面につきましては、太陽光発電設備や地中熱を利用した冷暖房設備等を導入することで一次エネルギー使用量を50%以下にするZEB Readyを県下の警察署では初めて実現しております。また、防災拠点施設として機能できるように耐震強度を高めるとともに、72時間使用可能な非常用発電設備等を導入しております。そのほか、車椅子対応のエレベーターの設置や、駐車区画を通常よりも広めに設定するなど、来庁者にとって使いやすく、安全性を確保した計画としております。

次に、市道整備・改良に係る飯田市との協議状況等についてお答え申し上げます。

飯田市とは、令和4年に風越公園を建設地として決定して以降、継続的に協議を行ってきております。その中で、警察からは、想定される来庁者数や来庁車両台数を飯田市側にお伝えしており、それを踏まえ、飯田市において必要な道路幅の確保や歩道の設置を行うなど、来庁者をはじめとする地域の皆様の安全に十分配慮した道路改良を行う予定であるものと承知しております。また、道路工事のスケジュールにつきましても、免許センター運用開始の時期に合わ

せた計画となっております。

引き続き工事の安全対策に万全を期すとともに、近隣住民の皆様の御協力を賜りながら関係機関と綿密に調整を図り、計画どおりに運用が開始できるよう努めてまいります。

〔建設部長森下淳君登壇〕

○建設部長（森下淳君）私には飯田市が進める風越公園の再整備に対する県の支援について御質問をいただきました。

風越公園は、飯田市の中心市街地に位置する地域の皆様に長年親しまれてきた都市公園であり、現在、飯田市において、豊かな自然環境を生かしつつ、かまどベンチや広場の確保など広域避難地としての防災機能強化を図る再整備計画が、住民との丁寧な対話の下、進められております。

県においては、これまでに、都市計画変更手続に対する技術的助言を行うとともに、公園周辺を含めた施設整備のための国庫補助事業に係る情報提供や事業採択に向けた技術的サポートなどにより、飯田市による再整備計画を支援してまいりました。

今年度は、公園の実施設計や地質調査が実施されると伺っておりますが、住民の安全・安心を支える質の高い公園整備が実現されるよう、今後も引き続き必要な支援に取り組んでまいります。

以上でございます。

〔知事阿部守一君登壇〕

○知事（阿部守一君）私には2点御質問をいただきました。

まず、県立創造館の歴史と役割を真に継承し、飯田・下伊那地域の文化芸術活動をさらに発展させるため、県として今後どういう支援を行っていくのかという御質問でございます。

まず、飯田・下伊那地域は、本当に豊かな伝統芸能等に恵まれ、また、文化活動が活発な地域だというふうに受け止めております。先日も大鹿歌舞伎に伺いましたし、また、いいだ人形劇フェスタに代表されるように、地域の方々が一体となって地域の文化を守り育む活動が広がっている地域だというふうに受け止めております。

こうした中で、まず、御質問にもありました南信州広域連合によります文化芸術活動支援センター「はにかむベース」の整備につきましては、県としても支援をしっかりと行おうということで、地元飯田市等の御意向もお伺いしながら、施設の新設に対して県が全額補助を行うとともに、運営費に対しても開設から一定期間の支援を行わせていただいているところでございます。

また、南信州地域振興局においては多彩な民俗芸能の保存・継承活動を行い、昨年のお阪・関西万博においても上演されたところでございます。こうした取組を県としてさらにしっかりと

発展させていかなければいけないというふうに思っております。

現在、信州アーツカウンシルでそれぞれの地域の様々な文化活動を支援させていただいておりますので、こうした取組をこの飯田・下伊那地域においても一層進めていくとともに、公立の文化施設、県立施設と市町村等の文化施設の連携を図って、さらに全県的に文化芸術の振興を牽引していこうという取組を始めています。

飯田・下伊那地域は、伝統芸能をはじめとして、地域の皆様方が文化をしっかりと守り育てよいうという気風が強い地域でもございますので、関係の皆様方や市町村としっかりと連携させていただきながら、飯田・下伊那地域の文化芸術活動のさらなる発展に向けて県としても取り組んでいきたいと考えております。

続きまして、農福連携について御質問をいただきました。目指す姿、そしてどう発信していくのかという御質問でございます。

まず、農福連携の目指す姿につきましては、障がいのある方がその特性に応じた作業を担い、生き生きと働ける機会の創出を行いますとともに、現在大変な人手不足で困っている農業の持続可能性を確保していく、この両方を実現していくことだというふうに考えております。

本県におきましても、例えば、障がいがある方の活躍による適切な時期での収穫を実現した高品質な市田柿の生産や、規格外農作物やジビエを活用した高付加価値のレトルト商品の開発など、地域の価値と障がいのある方の工賃の双方の向上につながる農福連携の成果が各地で生まれてきているところであり、こうした取組を確実なものにしていくことが重要だというふうに考えております。

また、こうした取組の発信につきましては、地域や農業者の参画をさらに広げるために積極的な事例の発信を行うとともに、今年10月には、長野市で農福連携全国フォーラムを開催する予定にしております。長野県の取組をこうした場を通じて全国にしっかりと発信していきたいと考えております。

こうした取組を通じて、障がいのある方に地域を支える担い手として活躍していただき、誰もが役割、そして生きがいを持って暮らせる共生社会の実現を目指して取り組んでいきたいと考えております。

以上です。

〔健康福祉部長笹渕美香君登壇〕

○健康福祉部長（笹渕美香君）私には、農福連携推進のための新たな拠点の設置についてのお尋ねでございます。

本県の農福連携については、これまで、農政部と健康福祉部が連携しながら取組を進めてきており、5年前と比べ、農家での障がいのある方の受入れは2.2倍、福祉事業所での農業の取

組は1.8倍に増加するなど、着実に成果が現れております。

一方で、農家の人手不足などの課題についてまだ相談まで進んでいないケースや、農家が福祉事業所と作業内容の調整が十分にできていない場合があるなど、ニーズの掘り起こしと双方のマッチングについてはなお課題があると認識しております。

こうした課題に対応していくためには、関係者が身近に相談できる環境の整備と、相談窓口を明確にするとともに、分野横断的な連携体制を分かりやすく発信していくことが重要であり、議員御提案の推進拠点や地域の支援体制の構築は、農福連携の取組の強化に資する手段の一つであると受け止めております。

本県においては、部局を横断した連携やコーディネーターの支援が一定の機能を発揮しているところであることから、現行の体制を基盤としつつ、全国の先進的な取組を参考にしながら支援体制の一層の強化について研究してまいります。

以上でございます。

〔農政部長根橋幸夫君登壇〕

○農政部長（根橋幸夫君）農福連携の推進における地域性の反映についての御質問でございます。

農福連携の推進におきまして、国では、障がいのある方が生産工程に携わった農産物を認証いたしますノウフクJASや、実践手法を助言できる専門人材を育成する農福連携技術支援者育成研修を実施するなど、農福連携を後押しする施策が進められているところでございます。

県におきましても、農福連携の体験機会を提供いたしますお試しノウフクのほか、地域単位の研修会や現場見学会の開催など、地域の実情に応じ、農業者と福祉事業者の連携を広げるための独自の取組を行っているところでございます。

今後とも、農福連携の意義や取組の価値が広く伝わり、農業振興にも資するものとなるよう、御指摘の点も踏まえながら、地域の特性を生かした実効性のある取組を推進してまいりたいと考えております。

以上でございます。

〔25番川上信彦君登壇〕

○25番（川上信彦君）それぞれ御答弁いただきました。

飯田警察署と南信運転免許センターの整備については、地域の安全・安心をはじめ、リニア中央新幹線や三遠南信自動車道の開通を見据え、広域的な犯罪抑止や交通安全推進のための新たな拠点として着実に整備を進めていただくことを期待いたします。

農福連携の推進については、福祉的就労支援にとどまらず、農業の新たな担い手、地域コミュニティの維持、さらには共生社会の実現につながることを期待しまして、私の全ての質

問を終了します。

○議長（依田明善君）次に、小林あや議員。

〔15番小林あや君登壇〕

○15番（小林あや君）まずは本日の地震被災地の皆様にお見舞い申し上げます。

顔にけがをしております、本日はマスクを着用しての発言になりますが、御理解をよろしくお願いします。

まず、子供たちの将来に責任を持てる教育行政について質問します。

近年、国による私立高校授業料実質無償化や私立通信制高校の増加により、高校教育を取り巻く環境は大きく変化しています。

県内の私立通信制高校は、令和3年度の10校から令和7年度には14校へ増加しており、公費支出も増加傾向にあります。教育の多様化や学びの選択肢の拡大は重要であり、通信制高校が果たす役割も大きいと認識しております。

しかし、一方で、教育内容や学習評価の在り方については、子供たちの将来的な社会的自立や学力形成に資するものでなければならないと考えます。令和8年度入試では、第4通学区を中心に公立高校の志願倍率に大きな影響が生じ、県立高校の在り方そのものが問われる状況となっています。

また、県の私立学校監査では、毎年相当数の指導事項が確認されており、通信制高校に対する指導も継続して行われています。学校法人の自主性が尊重される私立学校については、県による監査が主として提出資料や限られた調査期間に基づいて行われているため、教育内容や学校運営の実態把握には限界もあると考えられます。

さらに、授業の質や学習評価の妥当性に課題がある場合であっても、それを単に教育の多様性として容認してよいのか、教育内容の質の把握及び保障について行政としてどのように責任を果たすかという点においては整理されるべき問題です。

そこで、私立通信制高校の増加と県の監督・相談体制について、県内の私立通信制高校が過去5年間で約4割増加する中、監査・指導を担う県職員の体制や、現在の監査手法により教育活動や学校運営の実態を十分把握できているのか、現行体制における課題の認識について伺います。その上で、監査担当職員の配置や専門性の確保、人材育成について今後どのように体制整備を進めていく方針か、伺います。

専門的知見を有する外部監査委員等を配置していない中で、職員の異動サイクルを踏まえ、私学行政に関する専門的知見や不適切事案を見抜くノウハウをどのように継承、蓄積しているのか、伺います。

不適切な学校運営や教育活動が存在した場合、現状では内部告発や保護者からの相談がなけ

れば表面化しにくいとの指摘もありますが、生徒や保護者が安心して相談できる仕組みや、第三者的なチェック機能が十分に働いていると認識しているのか、伺います。その上で、今後これらの体制の充実をどのように図っていく方針か。以上、県民文化部長に伺います。

私立高校の授業料無償化の影響もあり、県立高校の志願状況には大きな変化が見られます。特に、第4通学区をはじめ、志願倍率の低下や定員割れの拡大、また、後期選抜の受検者の減少について、その要因をどのように分析しているのか、伺います。

県立高校の魅力向上を図るためには、教育内容に加え、施設設備の充実も重要と考えます。老朽化した校舎や設備、実習環境、ICT環境等について、魅力向上の観点から、現在の予算規模や整備の進め方は十分か、認識を伺います。また、今後どのような考え方で整備を進めていくのか、見解を伺います。

県立高校には、探究活動、地域連携学習、専門教育、部活動など、特色ある取組が数多く存在していますが、その魅力が十分に中学生や保護者へ伝わっているとは言い難い状況にあると聞いています。また、発信力には学校間の格差も大きいとの指摘もあります。

県教育委員会として、県立高校の特色ある教育活動について、私立高校と同等、あるいはそれ以上に積極的な情報発信を行う必要があると考えますが、今後どのように取り組んでいく考えなのか。以上、教育長に伺います。

大きな環境変化の中で、県立高校が地域の中で担う役割や存在意義をどのように認識されているのでしょうか。また、縮小を前提とするだけでなく、子供や保護者から選ばれる県立高校を実現するために教育委員会としてどのような将来像を描いているのか、教育長に伺います。

私立高校の授業料無償化後の環境変化を踏まえ、私学振興と教育の質の確保を両立させるため、県として私立高校に対する支援や関与を今後どのような方向で進めていくのか、知事に所見を伺います。

近年、長野県内でも地域司法の充実を求める動きが広がっています。

人口減少や人材不足が進む中で、地方裁判所支部や簡易裁判所の機能維持、家庭裁判所調査官や裁判所書記官など専門職員の確保、さらには施設のバリアフリー化など、多くの課題が山積しています。

また、離婚調停や成年後見、少年事件など、家庭裁判所が担う役割も年々大きくなっていますが、地域によっては利用できる司法サービスに差があり、高齢者や障がい者、子育て世代にとっては大きな負担となっています。

地域司法の充実は、法曹関係者のためだけでなく、県民がどこに住んでいても安心して司法サービスを受けられる環境を守るための取組です。県内における地域司法充実を求める各地協議会には、我が会派からは佐久市の小山議員、大町市の奥村議員がおり、県議会の中にも、協

議会が存在する佐久、大町、木曽地域の議員がそれぞれおられますが、県全体の課題との認識から今回質問をさせていただきます。

まず、本県における地域司法の現状と課題についてどのように認識しているか、伺います。また、地域司法充実のための協議会連合会をはじめ、地域における関係団体の取組に対し、これまでどのような連携や支援を行ってきたのか、総務部長に伺います。

地域司法の充実、県民の権利保障や地域の安心につながる重要な課題です。このため、関係団体との連携をさらに広げ、司法アクセスの向上に取り組むとともに、裁判所の人的体制の強化や地域の裁判所機能の維持など、国が担うべき課題についても全国知事会等を通じて国に働きかけていくべきと考えますが、知事のお考えを伺います。

最後に、長野県人権尊重の社会づくり条例案について質問します。

条例案に基づく制度は、将来にわたり長く運用されていくものであり、その過程で恣意的な運用がなされたり人権オンブズパーソンの中立性や公正性が損なわれたりするようなことがあってはならないと考えます。

こうした観点から、本条例案には、人権オンブズパーソンを含む人権救済制度の適切な運用を担保する仕組みがどのように備えられているのか、伺います。あわせて、令和7年11月に新政策議員団で提言した内容を踏まえ、実効性ある救済制度として、本条例に対する知事の思いについて伺います。

〔県民文化部長小池広益君登壇〕

○県民文化部長（小池広益君）私には3点御質問をいただきました。

初めに、私立通信制高校に対する県の監督体制の課題と今後の体制についてでございます。

私立学校に対する調査はおおむね3年に1回、新設校については、開校後3年間は毎年実施しているところです。現地に赴いて、学校の運営、教育活動、財務等の状況を確認し、私立学校法や高等学校設置基準等に適合しているかを確認しています。

これは、私立通信制高校でも同様です。御指摘のとおり、近年、本県でもその設置数が増加していることに加え、通信制高校特有の調査項目として、通信教育連携協力施設の状況、教員の配置状況、スクーリング・面接指導の実施状況など、多くの項目を確認する必要があることから、調査を実施する職員の負担が大きい状況ではあります。

調査体制につきましては、担当職員の調査スキルの向上、経験者の活用、業務の効率化などを行いながら中長期的な調査の事務量を踏まえて検討してまいります。

2点目でございます。私学行政に関する知見をどのように継承、蓄積しているかについてでございます。

担当職員に異動があっても私学行政に停滞を生じさせないためには、知見、スキルを継承す

ることが欠かせません。このため、担当課内では、私立学校に対する監督結果や不適切事案の職員間での共有、調査の着眼点や留意事項のチェックリストの整備、担当する学校種を毎年度ローテーションで変更し、一つの学校種に複数の担当職員で対応する、管理職や副担当職員との定期的な相談の場を設け事務の見落としを防止するといった取組を行い、知見の継承、蓄積に努めています。加えて、他県との情報交換を通じて私立学校に対する監督基準や不適切事案の事例共有を行い、新たな傾向の把握にも努めているところです。

3点目、私立高校の生徒や保護者が相談できる仕組み、第三者的なチェック機能の現状認識と今後についてでございます。

私立学校は、私立学校法等に基づき、学校法人が自主的、自律的に運営基盤の強化と教育の質の向上に努め、所轄庁である県の関与は必要最小限にとどめることが基本とされています。一方で、近年、他県で発生した通信制高校における不適切事案を踏まえ、国では、高等学校通信教育の質の確保・向上のためのガイドラインの策定や、サテライト施設の情報公開、外部の専門家による学校評価の活用促進などを講じてきているところでございます。

県では、法令やガイドラインに基づき、定期的に学校の状況を調査しています。国が委託する外部事業者、これは有識者でございますが、同行し、第三者の視点も加味した調査を、件数に限りはありますが、行っています。

また、担当課では日常的に保護者や生徒から相談を受けており、過去には、教員配置や授業の実施状況に関する情報提供に基づき、定期的な調査とは別に事実確認を行ってきたところでございます。これらによりチェック機能を果たしているものと認識しております。

今後も、これらの取組を継続することに加え、都道府県間の連携を一層強化し、複数の都道府県にまたがる広域通信制の情報共有を進める必要があると認識しております。

以上でございます。

〔教育長武田育夫君登壇〕

○教育長（武田育夫君）私には4点御質問をいただきました。

まず、第4通学区をはじめ、県立高校の志願者減少の要因についてでございます。

4月に県内中学校を対象として、高校授業料無償化の影響に関するアンケート調査を実施いたしました。その結果、第4通学区をはじめ全県的な県立高校受検者の減少については、まず、経済的負担の軽減に伴い、進学先の選択肢に私立高校を加える生徒が増加したこと、特に、私立高校が多い第4通学区の都市部において通学圏内にある私立高校への関心が高まったことがあると考えております。

また、私立高校が進学先の選択肢に加わる中で、私立高校の推薦入試や専願入試を活用し、早期に進路を決定することで安心感を得たいと考える受験生が増加したことが考えられます。

加えて、近年の傾向として、私立通信制高校や県外高校を含め、生徒自身が多様な学び方を選択するようになってきていることなどが主な要因であると分析しているところでございます。

続きまして、県立高校の魅力向上についてでございます。

議員御指摘のとおり、県立高校の魅力向上には、教育内容の充実とともに、施設の整備が重要であると認識しております。学校現場からも要望が多いトイレ設備の改修については、令和11年度末までに原則全てのトイレを洋式化する方針として、令和8年度当初予算に11億4,000万円余を計上し、計画的に整備を進めているところでございます。

また、近年の猛暑の長期化を踏まえ、夏季に使用する全ての特別教室に空調設備を設置する方針として、令和7年度11月補正に10億8,000万円余、令和8年度当初予算に1億9,000万円余を計上し、令和9年夏までに整備が完了するよう取組を進めているところでございます。

I C T環境の整備については、全ての県立高校において必要な電子黒板や通信環境等は整備を完了しており、機器更新等に要する経費として令和8年度当初予算に8億4,000万円を計上しているところでございます。

施設設備の観点からの魅力向上については、こうした生活や学習の基盤となる環境整備に加え、特色のある学びを実現するための環境整備も重要であると考えております。

今後は、国の支援策も最大限に活用しながら、県立高校の特色化、魅力化に取り組んでまいりたいと考えております。

続きまして、県立高校の特色ある教育活動の積極的な情報発信についてでございます。

県立高校の情報発信の強化・充実については、令和7年度から2か年で全校のホームページを外部委託によりリニューアルし、各校の特色ある取組や生徒の活動をタイムリーに発信できるよう、予算を確保し、進めているところでございます。また、昨年10月には、各校の特色や生徒によるP R内容を地図上に記載した高校配置図を作成し、県内全中学校に配付したところであります。

さらに、本年度から、全中学校の進路指導担当者を対象にオンラインによる研修を実施しており、その中で、専門学科の高校生が自分の学校の特色をプレゼンテーションする機会を設けるなど、高校の特色について中学校への周知を図っているところでございます。

加えて、生徒自らが学校の特色化、魅力化に資する事業を企画提案し、発信する、高校生による県立高校の魅力化プロジェクトも実施しているところでございます。

今後は、これらの取組を一層充実させるとともに、各校の教育活動を中学生や保護者に対しにより積極的に発信し、選ばれる県立高校の実現に取り組んでまいります。

続きまして、県立高校が地域の中で担う役割や存在意義についてでございます。

県立高校は、どの地域においても、全ての生徒に対し、家庭の経済状況や地域差にかかわら

ず、進学や就職などの卒業後の進路を保障するため、社会生活に必要な基礎学力を育て、社会の一員としての資質を育む役割を担っていると認識しております。

現在、県立高校では、生徒一人一人が自身の希望や進路に応じた学びを選択できるよう、きめ細かな指導や探究的な学びの充実、地域との連携の推進など、指導体制や教育内容の工夫により魅力づくりに努めているところでございます。

今後は、さらなる特色化を推進するとともに、施設改修等による教育環境の整備を進めることで一層の魅力向上を図ってまいります。社会の状況が急激に変化する中、各校が地域や中学生、保護者のニーズに応え、主体的に特色化を進めることはもちろん、県教育委員会といたしましても、その推進に向け、スピード感を持ち、積極的に関わってまいりたいと考えているところでございます。

以上でございます。

〔知事阿部守一君登壇〕

○知事（阿部守一君）私には3点御質問をいただきました。

まず、私立高校に対する支援、関与の方向性という御質問でございます。

私立高校の授業料無償化の進展や通信制高校の増加によりまして、高校教育を取り巻く環境は大きく変化してきているというふうに考えております。こうした中、私学の建学の精神に基づき多様で特色ある教育の役割は、大変重要になってきているというふうに考えております。

一方、教育の無償化により公費の関与が拡大する中で、教育の質の保障や適正な学校運営に対する社会的要請が高まっているということも県として十分意識して対応していくことが必要だと考えております。

このため、県としては、私学振興と教育の質の確保の両面から、次のような方向性で支援と関与を行っていきたいと考えております。

まず一つ目に、特色ある教育の推進に対する支援の充実でございます。各私立高校が持つ専門性や独自性、特に通信制課程における柔軟な学びの提供等を生かした教育の充実に向けて財政支援を重点的に行ってまいります。

二つ目に、教育の質の保障に向けた適切な関与でございます。無償化により公費負担が拡大する中、教育内容や教員の配置状況、施設設備の規模、学習成果の実態把握を丁寧に行い、必要に応じて助言を行ってまいります。

そして、三つ目には、情報公開の推進と透明性の確保でございます。教育内容や進学・就職状況等について県民の皆様方や保護者などに分かりやすく情報発信を行うよう促すことで、高校選択に資する環境づくりを進めてまいりたいと考えております。

今後とも、県としては、私学の自主性を尊重しつつ、公教育としての質の担保とのバランス

を図りながら、質の高い多様な高校教育の実現に向けて取り組んでいきたいと考えております。
続きまして、地域司法の充実と国への要望という御質問でございます。

これまで、地域司法充実のための協議会連合会の皆様方と懇談等を行わせていただき、改めてこの司法の地域における実情を把握させていただいたところでございます。

住民の皆様方が安心して暮らしていくためには、各地域の裁判所が適切に整備、運営されることが重要であり、司法において地域間格差があってはいけないというふうに考えているところでございます。

人口減少が進む中であって、地域における司法機能が低下することがないよう、裁判所の人的体制の強化やその機能の維持が、司法を受ける権利を守るという観点からも大変重要だというふうに考えております。

私も、この地域司法充実のための協議会連合会の活動に賛同し、顧問という形で就任させていただいたところであり、今月1日の要望活動には、各地域の協議会の皆様方と一緒に参加してまいりました。知事になって初めて最高裁判所に伺って、最高裁判所に対する要請を行わせていただいたところではありますが、あわせて、財務省に対しても、一つは家庭裁判所における調査官の常駐、それから庁舎のバリアフリー化等の推進、さらには国の予算における裁判所関係経費の拡充について直接要望を行わせていただいたところでございます。

司法アクセスの向上は、本県にとどまらず、全国的な課題だというふうに考えております。来月全国知事会議が開催される予定でございますが、そこで取りまとめる国への提案・要望にも、地域における家庭裁判所の人的組織体制の強化や裁判所庁舎の施設整備の充実などを盛り込むよう本県として意見を提出しているところでございます。今後とも、全国の知事の皆さんと問題意識を共有して取り組んでいきたいと考えております。

最後に、人権条例に関連して、人権救済制度の適切な運用を担保する仕組みがどう備えられているのか、また、本条例に対する思いについて伺うという御質問でございます。

まず、この制度に対する県民の皆様方からの信頼を得るためには、人権オンブズパーソンの中立性や公正性が担保され、恣意的な運用が排除されることが何よりも重要だというふうに考えております。そのため、条例案におきましては、人権オンブズパーソンが公正かつ中立な立場で職務を遂行することを規定しております。

この公正かつ中立な立場を具体的に担保するため、施行規則の制定をこれから検討しますが、一つは、心身の故障や職務上の義務違反などの事由がある場合を除き、その意に反して罷免されないこととしていきたいと思っております。今後の知事も含めて、知事の恣意的な運用を排除しようというふうに考えておりますし、また、人権オンブズパーソンに直接利害関係のある事案に対しては関与することを禁止する、こうしたことを規定していきたいと考えております。

また、制度運用の透明性と客観性を担保するため、勧告あるいは意見公表等の実施状況につきましては毎年度人権政策審議会に報告し、同審議会における検証を受けるということにしていまいます。こうしたことを通じて人権救済制度の適切な運用を担保していきたいと考えております。

今回の条例の検討に当たりましては、県議会の皆様方からも様々な御提言、御意見をこれまで頂戴してきておりまして、大変感謝しているところでございます。今回、こうした御提言、御意見等も十分に踏まえて、実効性のある条例案を取りまとめることができたのではないかと、いうふうに考えております。

いわれなき差別や様々な人権課題に直面し、苦しんでいる方々に寄り添い、誰もが安心して自分らしく生きることができる、そうした人権が尊重される長野県づくりに今後とも取り組んでいきたいと考えております。

以上です。

〔総務部長高橋寿明登壇〕

○総務部長（高橋寿明君）私には本県の地域司法の現状認識とこれまでの関係団体との連携について御質問をいただきました。

県内の家庭裁判所には、長野市にある本庁と六つの支部がありますが、佐久支部には調査官が常駐しておらず、３か所に設置されている出張所は受付事務が中心で、裁判官と調査官が常駐しておりません。また、バリアフリー化が十分に進んでいない庁舎があるなど、地域によって裁判所の利用環境に差が生じている状況にあります。

こうした状況に加えまして、近年は、家庭裁判所で扱う事案が増加傾向にあり、内容も複雑化していることから、期日の調整に時間を要する場合や、当事者が遠方の裁判所へ出向かなければならないケースがあるほか、施設の不十分さにより利用者に不便が生じているものと認識しております。

こうした中で、司法の地域格差の是正に向けて、平成30年に発足した裁判所佐久支部の充実を求める協議会の積極的な活動によりまして、令和7年3月に、同様の課題を抱える県内外の地域協議会で構成される連合会が設立されることになりました。その後、連合会と知事との懇談において課題を共有し、今後の協力について確認したところであります。先ほど知事から答弁がありましたように、今月1日には、知事が顧問として連合会の皆様と共に最高裁判所と財務省を訪問し、直接要望を行うことができました。

今後とも、連合会をはじめ県内の地域協議会など関係団体の皆様と丁寧に意見交換を行いながら、連携して課題の解決に取り組んでまいりたいと考えております。

以上です。

〔15番小林あや君登壇〕

○15番（小林あや君） 子供たちの将来に責任を持てる社会であるためにも、分からなければいい、ばれなければいいというような方向性、そういう社会ではなくて、誠実な取組が報われる社会を願います。

また、司法アクセスの充実が一日も早く実ることを祈っております。知事から透明性確保という説明がありました。私学監査の体制の在り方についても、やはり庁内での問題意識にとどめないために、組織の在り方はどうあるべきかということをしっかり検討されるべきだと考えております。

本当は再質問をしようかと思いましたが、知事から透明性という言葉がありましたので、これにて私の質問は終了とさせていただきます。ありがとうございました。

○議長（依田明善君） 次に、望月義寿議員。

〔22番望月義寿君登壇〕

○22番（望月義寿君） 改革信州、望月義寿でございます。通告に従い質問いたします。

最初に、地域公共交通の維持発展について質問いたします。

長野県地域公共交通計画は、「自家用車に頼らなくても大きな不便を感じずに誰もが安心して暮らせる持続可能な社会を実現する。特に通院・通学等の日常生活における移動や観光地への円滑な移動が確保されている状態を目指す」としており、令和8年度一般会計当初予算では、路線バスの減便や廃止というかつてない苦境に対し、公共交通の維持発展や利便性向上へ、県がより主体的に関わる姿勢を明確に強調しました。

具体的な事業としては、信州型広域バス路線支援制度補助金として、従来の赤字補填にとどまらない県独自制度により運行に必要な経費を補助するため、運行経費補助金やバス事業維持・確保事業補助金を創設する等、取組を進めていますが、社会の基本設計をアップデートするにはまだ緒に就いたばかりと感じます。

バス路線維持に当たってのこれまでの課題と、今年度創設した信州型広域バス路線支援制度補助金の今後の方向性について、青木交通政策局長に伺います。

知事は、全国知事会長の立場から、国が一律の政策で地方の交通やインフラを取り仕切るのはもう限界であると言及しておられます。地域公共交通の維持発展に向け、長野県知事として、全国知事会長の立場から、地方の声を届けるため、さらなる提言を期待しておりますが、阿部知事の決意を伺います。

〔企画振興部交通政策局長青木英明君登壇〕

○企画振興部交通政策局長（青木英明君） 私には、バス路線維持に当たってのこれまでの課題と、信州型広域バス路線支援制度補助金の今後の方向性について御質問をいただきました。

バス路線の維持に当たっては、人口減少や少子化の進行等による利用者の減少、運転手不足の深刻化などにより、バス事業者のみでは採算の確保が困難となっていることが課題となっています。

県としては、従前より、国と協調して、市町村をまたぐ広域路線の運行に対して支援をしてまいりましたが、乗車人数等に応じた減額措置が設けられており、沿線の人口密度が低い地方においては運行に必要な経費を十分賄えない、補助対象が乗合バス事業者に限定されており、市町村等が独自に運行する代替バス等に対する支援ができないなど全国一律の基準が適用されるため、地方の実情に即した十分な支援を講じることができないことが課題となっておりました。

このため、新たに創設した信州型広域バス路線支援制度においては、市町村等による代替バス等も支援対象にしたほか、赤字補填ではなく、運行経費の半分を負担することとし、さらに処遇改善に要する経費等も支援するなど、従来の発想にとどまらない公的関与がより強化された制度となっています。

今年度当初予算では、まずは路線の見直し等が先行する木曽、長野両地域を支援対象とし、重複路線の解消や民間事業者撤退後の代替路線の維持確保を図っているところでございます。

今後は、長野県地域公共交通計画に掲げる通院・通学等に必要な移動保証の実現に向けて、信州型広域バス路線支援制度を県下全域で展開してまいりたいと考えています。

以上でございます。

〔知事阿部守一君登壇〕

○知事（阿部守一君）私には、地域公共交通に関連して、その維持発展に向けて、全国知事会長の立場からもさらなる提言を期待するがどうかという御質問をいただきました。

地域公共交通については、まさに地域を支える重要な役割を果たしてきていただいているわけですが、今、人口減少が進む中で、事業者の皆様方の自助努力、経営努力だけでは維持発展させていくことには限界があるというふうに考えております。そういう意味では、発想の転換、パラダイムシフトが必要な時期だというふうに考えております。

こうした認識で、先ほど御質問いただいたように、信州型広域バス路線支援制度も創設し、地域公共交通計画に明記しておりますように行政の主体的関与を強めてきているところでございます。御指摘にあったように、まだ道半ばのところはありますが、その方向性は明確に打ち出させていただいているところでございます。

一方で、バス路線の維持であったり、交通空白の解消であったり、こうした身近な移動手段を確保していくためには、現場、地域から遠い霞が関の視点、中央集権的な取組ではなくて、もっと地域が責任を持って交通問題に対して向き合える体制をつくっていくということが極め

て重要だというふうに考えております。

これまでも交通政策審議会等の場において同じような発言をずっとしていますが、一つは、公共交通の支援に係る予算があまりにも少な過ぎる。飛躍的に増大する必要があるということ。それから、どうしても交通の分野は、省庁再編前の運輸省、いわゆる規制官庁というふうと呼ばれていたわけではありますが、そうした色彩が今でも強いわけであります。国がほとんど権限を握っており、なかなか地域の実情に合わせた取組は行いづらいということで、様々な規制緩和や権限移譲を強く求めてきているところでございます。

国においても一定程度こうした考え方を受け止めていただき、例えば、公共ライドシェアにつきましては一部制度の見直しが実現される見通しになってきています。これからも国に対して粘り強く問題提起をしていかなければいけないと思っておりますが、全国知事会長の立場としても、国に対して地方の声をしっかりと伝え、地域公共交通に関する予算のさらなる充実、そして地方への権限移譲や規制緩和について強く求めていきたいと考えております。

以上です。

〔22番望月義寿君登壇〕

○22番（望月義寿君）地域公共交通の維持は極めて難しい問題ではありますが、知事としてしっかりと取り組んでいただいているということ、その成果がしっかりと上がって県民の足がしっかりと守られることを期待し、さらなる取組をお願い申し上げまして、次の質問に移ります。

空き家対策について質問いたします。

特定空家等や管理不全空家等については、倒壊のおそれや周辺環境悪化など様々なリスクがあるため、除却を進めていく必要があるのは御承知のとおりです。現在、市町村が中心となって進めていますが、どのような課題があるのか、森下建設部長に伺います。

行政としては、危険な空き家を放置し続けることはできませんが、同時に、行政代執行で除却した場合、解体費用を回収できない可能性も大いにあります。回収できなければ、市町村民からの税金による負担となってしまいます。

そうした事態を避けるため、除却後の跡地を一定期間自治体へ無償貸与あるいは寄附することを条件に、所有者へ除却費用を助成し、ポケットパークや日よけ地、駐車場や地域の交流施設などへ転用することで自治体の実質的な負担がなく除却する制度を設けている自治体もあります。

このように、地域の実情により様々な状況が想定され、それに応じた対策が重要だと考えますが、特定空家等や管理不全空家等の対策のため、県として市町村への支援にどのように取り組んでいくのか、森下建設部長に伺います。

〔建設部長森下淳君登壇〕

○建設部長（森下淳君）空き家対策について2点御質問をいただきましたので、順次お答えいたします。

まず、市町村による空き家の除却に係る課題についての御質問でございます。

空き家の除却に当たっては、相続登記がされていないため所有者が不明となり、その調査に多くの時間や労力がかかること、相続により所有者が多数となったり、一部の所有者が国外に居住している場合、意思確認に困難が伴うこと、所有者に対する除却の必要性の説明やその説得に専門的な知識や経験が必要なことなどの課題があるものと認識しております。

また、管理がされないまま放置されている特定空家等について、市町村が代執行により除却する場合、議員からも御指摘いただきましたが、市町村が費用を一時的に負担する必要がある上、その回収が困難であること。法的手続の専門性が高く、職員に幅広い知識が必要となることなどの課題があるものと考えております。

次に、市町村の空き家対策に対する県の支援についての御質問でございます。

県では、市町村や関係団体で構成する空き家対策地域連絡会を10広域ごとに設置し、それぞれの地域が直面する課題への対応策について協議するほか、連絡会相互の情報共有を図り、好事例の展開やノウハウの蓄積を進めることで市町村による空き家対策を支援しております。また、市町村に対して、特定空家の認定や、権利関係が複雑な空き家の相続人調査などをサポートする建築士や司法書士を派遣するなど、各分野の専門家とも連携しながら空き家の課題解決に向けた取組を支援しております。このほか、市町村担当職員を対象としたセミナーや実務研修会などを実施し、現場で空き家問題に直接対応する職員の支援や人材育成にも取り組んでいるところでございます。

今後、議員から御指摘のあった事例も含め、先進的な取組などを市町村と共有しながら様々な対策について検討を深めるとともに、引き続き市町村の抱える課題やニーズなど地域の実情に応じた支援に取り組んでまいります。

以上でございます。

〔22番望月義寿君登壇〕

○22番（望月義寿君）御答弁いただきましたように、相続関係などですとか、早めに対応しないとどんどん権利関係が複雑になって手に負えないようになってしまう危険性があります。危険な空き家を一日も早く除却していくように、様々な地域による実情などがあるかと思いますが、ぜひ積極的に市町村と連携して取り組んでいただきますようお願い申し上げて、次の質問に移ります。

スーパーサイエンスハイスクールへの支援について質問いたします。

S S Hは、将来の国際的な科学技術人材を育成するため、先進的な理数系教育や研究開発を

行う高等学校を文部科学省が指定する制度です。県内においては、諏訪清陵高校・附属中学校、屋代高校・附属中学校、飯山高校、松商学園高校、野沢北高校が指定されています。

今年度、先導的改革Ⅱ期が終了する屋代高校・附属中学校も、「科学的思考で新たな価値を生み出す人材を育成するための協創型教育システムの開発」を研究開発課題として、STEAM教育、サイエンス、テクノロジー、エンジニアリング、アーツ、マスマティックスを推進し、進学型単位制による柔軟な教育課程を開発することで、附属中学から高校までの体系的な課題研究プログラムを深化させ、研究開発成果を普及するためのネットワークを発展させ、域内外の理数系教育を牽引。これらの取組を域内外の学校、大学、企業等と協創的に実現することで、先進的な教育システムを構築することを目的に、理数科生の高度な理数系教育プログラムや一貫生の6年間の体系的プログラム、選抜生の文理融合型プログラムを深化させるなど、学年、教科、カリキュラムを横断した教育課程を開発し、個別最適な探究カリキュラムを実現することを目標として取り組んでいます。

しかしながら、このような先進的取組を行っていても、国からの財政的支援には期限があります。国からの経費支援がなくなったSSH指定校に対しては県としても支援を行い、指定校の取組内容を他校に共有するなど県内の教育水準の底上げを図るべきと考えますが、いかがでしょうか。武田教育長に御所見を伺います。

〔教育長武田育夫君登壇〕

○教育長（武田育夫君） スーパーサイエンスハイスクール、SSHへの支援についてのお尋ねでございます。

現在、県内において文部科学省のSSH支援事業に関わる県立高校は、認定校を含め4校あり、理数教育の牽引役を担っている状況であります。SSH支援事業は、指定事業終了後も取組の成果を普及展開していくことが求められております。現在、理数教育の充実を図るSSH校を含む県立高校9校が長野サイエンスコンソーシアムを形成し、教育成果の共有や共同でのカリキュラム研究を行ってきているところであります。そのため、SSH指定終了後においてもこのコンソーシアムにおける共同研究は継続されるものと認識しております。

県教育委員会といたしましては、今後もこのコンソーシアムを中心として県内の理数教育の向上が図られるよう、その取組を支援してまいり所存でございます。

〔22番望月義寿君登壇〕

○22番（望月義寿君） 御答弁いただきました。もう少し具体的な支援について御指摘いただけたらと思っていたので残念なんです。教員の派遣ですとか様々取り組んでいただいていると認識しております。これからもSSH校がその成果をしっかりと発揮して、教育水準の向上に資するよう取り組むようお願い申し上げまして、質問を終わります。

○議長（依田明善君）次に、勝山秀夫議員。

〔４番勝山秀夫君登壇〕

○４番（勝山秀夫君）公明党長野県議団、勝山秀夫でございます。不登校支援について伺います。

文部科学省の調査によると、全国の不登校児童生徒数は過去最多となり、増加に歯止めがかかっていません。長野県においても同様の傾向が続いており、不登校児童生徒の割合は全国平均を上回っています。不登校は誰にでも起こり得る課題であり、一人一人の状況に応じた支援体制のさらなる充実が求められています。

まず、保護者への支援について伺います。

不登校支援においては、子供への支援はもちろんですが、保護者への支援も極めて重要です。特に、不登校の初期段階では、自分の育て方が悪かったのではないかと自分を責めたり、悩みを一人で抱え込み孤立してしまう保護者も少なくありません。また、子供の対応のために仕事を辞めたり、働き方を変えるなど、経済的な負担を抱える家庭もあります。

長野市では、小中学校を会場に、不登校の子供を持つ保護者同士が交流する不登校親の会の取組が広がりつつあります。この親の会は、同じ悩みや経験を持つ保護者同士が語り合うピアカウンセリングの場でもあります。専門家による相談支援とは異なり、当事者同士の対話を通じて気持ちを整理し、課題に向き合う力を育むことが期待されています。

参加した保護者からは、悩んでいるのは一人ではないと感じた。安心して話ができ、必要な情報を得ることができた。学校で開催するため参加しやすいといった声が寄せられており、保護者の孤立防止や不安軽減に大きな効果があります。こうした取組は、県内ではまだ一部の地域に限られています。

また、親の会を運営する保護者からは、自分の経験を話すことはできても、参加者の意見を整理しながら会を進行することは難しい。行政によるファシリテーター派遣などの支援があるとありがたいといった課題も伺いました。

教職員からは、保護者の安心につながっている。保護者の声を直接伺い、支援や対応の在り方を見直すことができ、大きな意義があるなどの御意見を伺いました。

そこで、教育長に伺います。小中学校等で行われる不登校親の会の意義をどのようにお考えか。また、その取組の充実や普及に向け、県としてどのように支援していくお考えか、お聞かせください。

次に、オンラインを活用した保護者支援について伺います。

諏訪市では、昨年度から、不登校の子供を持つ保護者や支援者が交流できるオンラインプラットフォーム「とまり木オンライン」を導入しています。専門家による講座や相談会、お

しゃべり会などを通じて学びや交流の機会を提供しています。

オンライン支援は、時間や場所の制約を受けず、自宅から気軽に参加できることに加え、周囲の目を気にせず利用できる利点があります。また、中山間地域が多い本県においては、支援拠点までの距離や交通手段の課題を補う有効な手段でもあります。

そこで、教育長に伺います。オンラインを活用した保護者支援についてどのように認識し、今後どのように取り組んでいくのか、御所見をお聞かせください。

次に、アウトリーチ支援について伺います。

先日、長野市教育委員会を訪問し、不登校支援におけるアウトリーチ支援とメタバース事業について調査を行いました。不登校の子供の中には、自宅から出られない、学校や教育支援センターなどの支援につながないケースも少なくありません。

長野市では、90日以上長期欠席をしている児童生徒を主な対象としてアウトリーチ支援を実施しています。家庭訪問だけでなく、公園での活動や買物、スポーツなど、子供の関心に寄り添いながら信頼関係を築き、社会とのつながりや次の一步を支援しています。令和7年度は136件の申請があり、89人の児童生徒で状況の改善や目標達成が見られました。保護者からは、親の負担が軽くなった。仕事を続けることができた。教職員からは、担任の負担軽減につながったなど高い評価が寄せられており、支援の有効性が示されています。県全体でアウトリーチ支援を推進すべきと考えます。

そこで、教育長に伺います。県として訪問型アウトリーチ支援を今後どのように推進していくのか、お聞かせください。

続いて、メタバースを活用した不登校支援について伺います。

長野市では、教育版マイクラフトを活用した居場所事業を実施しており、自宅に籠もりがちだった子供が教育支援センターへ通えるようになったり、対面では難しかったコミュニケーションが活発になったりするなどの成果が見られています。長野県においても、今年度からメタバースを活用した不登校児童生徒への居場所支援や相談支援を開始すると伺っております。

そこで、教育長に伺います。事業の概要や今後のスケジュール、期待される効果についてお聞かせください。

先日視察した静岡県のしずおかバーチャルスクールでは、居場所づくりだけでなく、オンライン教材を活用した学習支援も行っています。子供たちは、小中学校5教科の学習が可能であり、前の学年に戻る学び直しや、先の学年を学ぶ先取り学習など、自分のペースで学習に取り組むことができ、一人一人の状況に応じた柔軟な学びが実現されています。不登校においては、居場所の確保だけでなく、将来の進路や社会的自立につながる学びの保障も重要です。

そこで、教育長に伺います。県のメタバース事業においても、居場所や相談支援に加え、今

後学習支援機能を取り入れていくべきと考えますが、御所見をお聞かせください。

最後に、メタバースの多様な分野での活用について伺います。

近年、通信環境やデジタル機器の進化により、メタバースは、教育分野にとどまらず、観光、産業振興、交流促進など幅広い分野で活用が進んでいます。その背景には、通信環境の高速化や、スマホ、パソコンなどの性能向上により、誰もが気軽に3次元の仮想空間を利用できるようになったことがあります。2022年度の国内メタバース市場は1,377億円でしたが、2028年度には1兆8,700億円に拡大するとの予測も出ており、今後この分野のさらなる活用に注目が集まっています。

先進事例を御紹介します。

岩手県では、県産品の販路拡大を目的とした商談会を開催し、移動を伴わず、現地に行かずとも、出展者とリアルに近い商談が可能。動画や資料などの情報を正確かつスピーディーに共有できるなど、高い評価と実績を上げています。

静岡県では、Metaverse SHIZUOKAを活用して、県政に対する声を集めるタウンミーティングの開催、建設技術関係企業とのマッチングイベントの開催、写真や絵画を常設する展示ルーム、婚活イベントなどを開催。2026年4月末時点で6万5,000件を超える累計アクセスがあったとのこと。

メタバースには、場所や時間の制約を超えられることと、双方向のコミュニケーションが可能であること、現実では難しい体験を提供できるなどの特徴があります。長野県においても、県産品や伝統工芸品のPR、販路拡大、善光寺や上高地などの観光資源の発信、登山、ジップライン、ラフティングなどアクティビティのバーチャル体験を通しての観光誘客、移住促進、県民との対話、特に阿部知事が力を入れている若者との意見交換など、多様な分野での活用ができるのではないかと考えます。

そこで、知事に伺います。長野県としてメタバースの可能性をどのように認識し、今後どのような分野での活用を検討していくのか、御所見をお聞かせください。

〔教育長武田育夫君登壇〕

○教育長（武田育夫君）不登校支援について5点質問をいただきました。

まず、不登校親の会の意義と今後の支援についてでございます。

不登校児童生徒の保護者は、子供の状況への戸惑いや将来の不安など様々な悩みを抱えておられると考えております。とりわけ、初期段階において、保護者同士が悩みを共有し支え合う親の会は、孤立感などの軽減につながる重要な取組であると認識しております。

また、親の会は、単に負担を和らげるだけでなく、他の保護者の経験や考えに触れることで子供への理解を深めたり、対応のヒントを得たりする機会となり、結果として学校との関係づ

くりにも資する有意義な取組であると考えております。

このため、県教育委員会では、関係部局と連携し、昨年度に引き続き保護者同士の交流と相互理解の促進を目的とした「学校に行かない・行けない子の理解を深める「保護者」の集い」を8月に開催する予定でございます。さらに、親の会の取組事例を掲載したリーフレット等を作成し、その取組について広く周知するなど、学校や地域の自主的な取組を尊重しながら、情報提供や関係機関との連携を通じて親の会の取組を支援してまいります。

続きまして、オンラインを活用した保護者支援についてでございます。

オンラインを活用した支援は、時間や場所の制約が少なく、居住地にかかわらず専門的な支援につながるができるため、保護者の不安軽減や孤立防止に資する有効な手だてであると考えております。

本年度県教育委員会が実施するメタバースを活用した不登校支援においては、参加する児童生徒を通じて、保護者がスクールカウンセラー等の専門職とオンラインで相談できる環境を整備しているところでございます。今後は、こうした取組の効果や課題を検証するとともに、対面を中心とした市町村の取組を補完する形で、保護者同士がつながることができる環境づくりなど、オンライン支援の効果的な活用について研究をしてまいります。

続きまして、アウトリーチ支援の推進についてでございます。

県教育委員会では、これまで、国の補助事業等を活用し、市町村と連携しながらアウトリーチ支援に取り組んできたところでございます。アウトリーチ支援を通じて、支援員が子供のニーズを捉え、関係機関へつなげることで、オンラインによる授業への参加や、フリースクール等多様な学びの場へ通うなど、子供に変化が見られる事例も見られているところでございます。今後は、こうした取組により得られた知見や事例を市町村と共有しながら、それぞれの地域の実情に応じた不登校支援の充実につながるよう取り組んでまいります。

続きまして、メタバースを活用した不登校支援事業についてでございます。

本事業は、既存の支援につながりにくい不登校児童生徒に対し、安心して人と関われる居場所と相談の機会を提供し、オンライン上での人間関係づくりを通じ、社会的自立への一步を支援するものでございます。オンラインでの交流やイベントや個別相談等を通して自尊感情や自己肯定感を育み、対面での支援へつなげていくことを目指しております。

現在、事業開始に向けた準備を進めているところであり、7月に支援の試行や関係機関への周知を行い、9月初旬に利用者の募集を開始し、9月中旬から本格的に事業を開始する予定でございます。本事業により、これまで支援につながりにくかった子供が支援につながるとともに、メタバース空間での交流をきっかけにして、対面での支援や直接的な関わりへと段階的に移行し、社会的自立や学びの再開へとつながっていくことを期待しているところでございます。

最後に、メタバース事業における学習支援機能の導入についてのお尋ねでございます。

本事業では、まずは人との関わりに不安を抱える児童生徒に対し安心して参加できる居場所を提供し、人間関係を築くきっかけとすることを主な目的としております。一方で、不登校児童生徒の支援においては、自尊感情や自己受容感を育むとともに、学習の機会を確保していくことも重要であると認識しております。

今後については、本事業の利用状況や効果等を検証しながら、どのようなメタバース支援の機能が子供にとって適切であるかを見極め、学習支援機能の導入についても一つの選択肢として研究をしてまいります。

以上でございます。

〔知事阿部守一君登壇〕

○知事（阿部守一君）私にはメタバースの多様な分野での活用についてという御質問を頂戴しました。

御質問にもありましたように、メタバースはいろいろなメリットがあるというふうに思います。地理的・物理的制約の解消、匿名性による参加に対する心理的ハードルの低下、また、様々な人との交流を行うきっかけになるといったようなことがあります。県としても、こうした利点を生かして、先ほどの不登校児童生徒への支援のほか、子ども・若者総合相談センターにおける相談方法の選択肢、また、メタバースによる婚活イベントを行ってきております。

相談事業においては、昨年度、北信と中信地域でメタバース相談を開始して、これまで延べ30件の利用がありました。また、今年度、新たに東信地域でメタバース相談を始めていこうとしております。また、メタバースの婚活イベントは令和6年度から開始しておりますが、定員の倍近くの申し込みがあった回もあり、こうしたメタバースを使った婚活イベントは、参加される方にとっては、ある意味参加のハードルを下げる部分もあるのかなというふうに受け止めているところでございます。

非常に広大な県土を有し、また、毎回毎回移動していただくためには時間的にも費用的にもコストがかかるのが本県であります。そういう意味では、このメタバースは様々な可能性を有しているというふうに考えております。社会の動向、他自治体の事例もよく踏まえていく必要があるというふうに思いますが、例えば、若者の皆様方との対話をはじめとする若者政策にはもっともっと活用する余地があるのではないかなというふうにも思いますし、また、観光であったり、移住であったり、本県の魅力の発信につながる活用の仕方もあるのではないかなというふうに思います。様々な分野におけるメタバースの活用の可能性について検討していきたいと考えております。

以上です。

〔４番勝山秀夫君登壇〕

○４番（勝山秀夫君）メタバースの活用に関しては、阿部知事の似顔絵のアバターをつかって若者の皆さんと意見交換をするのはいかがでしょうか。真面目な知事のアバターというだけで若者の皆さんも意見が言いやすくなるのではないかと思います。ぜひお願いいたします。

不登校支援についてですが、長野市でなぜアウトリーチを始めたのですかと伺ったら、メタバースにも参加できない児童生徒を支援したいからとのことでした。誰一人取り残さないというとても大事な視点だと思います。子供一人一人のウェルビーイングの実現のため、不登校支援に関しては、保護者の支援、子供の居場所の確保、学びの保障をさらに推進していただくことを要望し、質問を終わります。

○議長（依田明善君）この際、午後１時まで休憩いたします。

午前11時29分休憩

午後１時開議

○副議長（中川博司君）休憩前に引き続き会議を開きます。

続いて順次発言を許します。

奥村健仁議員。

〔６番奥村健仁君登壇〕

○６番（奥村健仁君）大町市の奥村でございます。

私は、これまで、本会議において、人口減少の県土づくりや若者の定着について質問をしてまいりました。人口減少そのものを止めることは容易ではありません。しかし、人口が減少する中であっても、地域で暮らし続けられる環境を整え、若者や移住者が地域で夢を持ち、挑戦できる社会をつくることは、行政の重要な役割であると考えています。その観点から、本日は、空き家及び空き店舗の利活用を通じた若者の定着と地域活力の維持について質問いたします。

総務省の住宅・土地統計調査によれば、全国の空き家件数は過去最高を更新しています。本県においても、人口減少や高齢化の進展に伴い、空き家の増加が大きな課題となっています。空き家は、防災、防犯、景観の面から様々な問題を引き起こします。適切に管理されなければ倒壊の危険性もあり、地域住民の安心・安全に影響を及ぼします。

一方で、空き家を単なる地域の負の遺産として捉えるべきではないと考えております。見方を変えれば、空き家は地域に残された貴重な資産であります。私の地元、大北地域においても、働きたいが住む場所がない。移住したいが住宅が見つからない。空き家があると聞くが情報が出てこないという声を多く耳にいたします。住宅が不足している一方で、空き家が存在している。このミスマッチを解消することが、人口減少対策や若者定着につながるのではないでし

うか。

そこで、建設部長にお伺いいたします。

県内の空き家の現状と課題をどのように認識しているのか。また、利活用可能な空き家の活用促進と、空き家の改修等に係る取得支援の充実について、市町村と連携しながら今後どのように取り組んでいくか、お考えをお伺いします。

次に、空き家の利活用による移住促進と住まいの確保についてお伺いいたします。

地域には活用されていない空き家が数多く存在しており、住まいを求める人と空き家との間に大きなミスマッチが生じているのが現状であります。最近では、建築資材や人件費の高騰により住宅取得や新築の負担が増えているほか、金利上昇の影響もあり、若い世代にとって住宅確保のハードルは高くなっています。

空き家は、人口減少の象徴として語られることが少なくありませんが、私は、空き家を単なる課題として捉えるのではなく、若者の定着や移住促進、さらには地域コミュニティの維持活性化につながる貴重な地域資源として活用すべきであると考えます。こうした観点から、空き家の利活用をしっかりと位置づけた上で空き家の改修支援や取得支援の充実を図り、移住・定住施策の推進につなげていくべきと考えます。

そこで、企画振興部長にお伺いいたします。

県内では、空き家バンクに登録されていない空き家が多数存在する一方で、移住希望者や地域の担い手からは住まい不足の声が聞かれています。このような需給のミスマッチを解消するため、県として空き家バンクへの登録促進や未活用物件の掘り起こしに今後どのように取り組んでいくのか、お伺いいたします。

次に、空き店舗の活用についてお伺いいたします。

大町市をはじめ県内各地では、商店街や市街地において空き店舗が増加しています。郊外に銀行やスーパーなどが集まる場所が移動し、中心市街地がどこなのか分からなくなっている現状もあります。地域のにぎわいの低下や地域全体の活力を失わせる要因にもなっております。

一方で、地域を歩いていますと、別の実態も見えてきます。外から見ると空き店舗であっても、建物所有者がその場所に住み続けているケースが少なくないということです。店舗部分は使われていないものの、上階や奥では生活をされています。こうした方々にお話を伺うと、貸したい気持ちはある、地域のために活用してもらいたいという声も少なくありません。しかし、実際には、トイレや台所などの水回りが共同であること、改修費用の負担、どのような人に貸せばよいのか分からない不安、契約やトラブルへの心配などから活用に踏み出せない状況があります。私は、このような潜在的空き店舗こそ、地域活性化の大きな可能性を秘めていると考

えています。

現在、出店希望者が、いつか自分の店を持ちたい、地域で事業を始めたいという夢を持っています。また、長野県への移住希望者の中には、飲食業や小売業、サービス業などで小さく起業したいと考える方も少なくありません。しかし、現実には、初期投資の大きさや物件確保の難しさが壁となり、その挑戦を断念してしまうケースもあります。

そこで、産業労働部長にお伺いいたします。

県内の商店街や市街地における空き店舗活用の現状と課題をどのように認識しているのか。また、人口減少地域においては、小規模の創業による空き店舗の活用も地域経済を支える重要な存在であります。商店街の空き店舗を増やさないための事業承継、空き店舗の所有者と創業希望者をつなぐ小規模創業や第二創業、若者活力を取り込むにぎわいづくりについてどのような支援を行っているのか、お伺いいたします。

最後に、知事にお伺いいたします。

私は、人口減少が進む時代において、若者や移住者が地域で住み、働き、挑戦できる環境を整えることは、地域活力の維持に直結する重要な政策課題であると認識しています。そうした視点に立てば、空き家や空き店舗の活用を、若者定着や移住促進政策、創業支援、地域コミュニティの強化など各種政策に結びつける総合的な地域活力維持政策として位置づけるべきであると考えております。特に、中山間地域では、1軒の住宅が移住者の暮らしを支え、1軒の店舗が地域住民の交流拠点となります。新たな雇用を生み出し、町の明かりを守る存在となり得ます。

空き家や空き店舗の活用は、まさに地域の未来への投資であります。こうした視点も踏まえ、持続可能な地域づくりをどのように実現していきたいと考えているのか、その思いと今後の方向性についてお伺いいたします。

〔建設部長森下淳君登壇〕

○建設部長（森下淳君） 私には空き家の現状と課題、活用促進などに係る支援について御質問をいただきました。

令和5年の住宅・土地統計調査によりますと、県内の空き家は、賃貸・売却用として流通しているものや別荘を除くとおよそ9万2,000戸となっており、5年前の前回調査から約8,000棟増加しております。

これら空き家の一部については、移住・定住の受皿として地域の活性化に資する潜在力を有しているものの、一方で、長期間放置されることにより、老朽化に伴う倒壊の危険や、地域の景観の悪化、犯罪の誘因などが懸念されております。そのため、適切な利活用を促すことが必要になりますが、空き家は、所有者の強い思い入れや家財整理の手間などがネックとなり、中

古住宅市場に流通しづらいことから、利活用が進まないといった課題がございます。

県では、長期間空き家のまま所有することに伴う負担やリスクの理解を促進し、空き家になる前に売却や活用が進むよう空き家予備軍の所有者を対象としたセミナーや相談会を市町村と連携して今年度新たに開催する予定としております。

また、県及び市町村では、空き家の取得やその後の改修を対象とした様々な補助制度を設けておりますが、市町村と共にこれら制度を分かりやすく周知し、県民の活用を促すことで空き家の利活用が進むよう、今後も市町村と連携して取り組んでまいります。

以上でございます。

〔企画振興部長中村徹君登壇〕

○企画振興部長（中村徹君） 私には空き家バンクの登録促進や未活用物件の掘り起こしについて御質問をいただきました。

長野県は、移住したい都道府県ランキング20年連続ナンバー1と移住人気県ですが、市町村、特に小規模町村からは、移住を促進したいが住まいがないという悩みを聞きます。市町村及び県宅地建物取引業協会の会員が登録する空き家・空き地バンクの専用サイトの閲覧数は月平均1万3,500件を超えていますが、登録されている物件は、6月23日現在981件にとどまります。

空き家の登録に抵抗感のある所有者の方からは、知らない人に親族の思い出が残る家売りたいくない、家財整理の負担が大きいといった声が聞こえてくるところです。このため、県では、首都圏在住の空き家所有者を対象とした相談会を開催するなど、所有者の不安の解消と利活用の促進に取り組んでいます。

また、市町村が空き家を関係人口づくりに役立てるモデルを創出するため、令和4年度から6年度まで、空き家を参加者が改修するDIYイベントを市町村と開催し、令和6年度末には、これらの成果を共有・発信するフォーラムを開催いたしました。こうしたイベントは、参加者と所有者や地域を結びつけ、流通の心理的ハードルを下げる意味でも効果があったと認識しております。

さらに、取組を進める中で、空き家の利活用には相続、税制、建築などの幅広い専門知識が課題となると分かったため、そうした知識を持つ人材育成にも現在取り組んでおります。今後も、地域の実情に応じた対策を講じ、空き家の利活用が進む環境を整えてまいります。

以上です。

〔産業労働部長米沢一馬君登壇〕

○産業労働部長（米沢一馬君） 私には空き店舗の関係で2問御質問をいただきました。順次お答えさせていただきます。

まず、商店街等における空き店舗活用の現状と課題についてでございます。

県が令和6年度に実施した商店街実態調査によると、県内商店街の空き店舗率は9.9%と、全国平均の13.6%を下回っているものの、前回調査からは1.2ポイント上昇しており、空き店舗は増加傾向にあると認識しております。

また、空き店舗のうち店舗として利用する意向がないものが40.6%、貸したい意向はあるものの借手が見つからないものが38.9%となっており、十分な活用には至っていない現状がございます。この背景としては、後継者不足に加え、家主と出店希望者との条件調整の難しさ、さらには商店街における人の流れを生み出す新たな取組が十分でないことなど複合的な要因が課題であると認識しております。

次に、商店街の空き店舗を増やさないための事業承継、創業、伴走支援、にぎわいづくりにについてのお尋ねです。

空き店舗対策には、事業承継に向けたマッチング機会の提供に加え、資金面の支援や創業後の伴走支援など多角的な支援が重要と考えております。このため、県では、現店主が実名で後継者を募る事業承継マッチングイベントの開催、空き店舗の改修費も対象とするソーシャル・ビジネス創業支援金の交付などの取組を実施しているほか、市町村や商工団体、金融機関等と連携し、開業後に専門家等の派遣をすることにより、創業後の伴走支援を実施いたしております。

さらに、商店街の活力創出には、個々の店舗支援に加え、商店街全体の魅力向上と集客力の強化が重要と考えており、このため、女性・若者が創る商店街賑わい創出事業を実施し、女性や若者が主体となる団体等による空き店舗活用のイベントやチャレンジショップの取組を支援し、人を呼び込む新たな機会の創出を図っています。

昨年度の採択事業では、子育て世代や若者の居場所づくりとして、空き店舗を活用したキッズスペースや学生向け自習・休憩スペースの整備など、商店街を地域課題の解決にも資する場として活用する取組を支援いたしました。

こうした取組により、創業や事業承継を通じて新たに担い手となった若者等が地域活動や交流の場づくりにも関わることで、担い手確保とにぎわい創出の相乗効果につながるものと考えており、今後も市町村や商工団体等関係者としっかり連携をして、各地域商店街の特性に応じた支援を進めてまいります。

以上でございます。

〔知事阿部守一君登壇〕

○知事（阿部守一君） 私には、空き家や空き店舗の活用に関連して、持続可能な地域をどう実現していきたいと考えているのか、その思いと今後の方向性という御質問をいただきました。

空き家や空き店舗は、今各部長が御答弁申し上げたように、県内は非常に増加基調にありま

す。しかしながら、私が県内のいろいろなところを訪問させていただくと、非常に有効に空き家・空き店舗を活用して様々なおしゃれなお店をつくられたり、あるいは移住者を受け入れたり、負の遺産のようには見えますが、活用する可能性が非常に大きいのがこの空き家・空き店舗の問題ではないかというふうに受け止めております。

各部長から申し上げたように、それぞれの視点で様々な取組を進めてきているところでありますけれども、これから地域の活力を維持向上させていくためには、私もこの空き家・空き店舗にしっかり着目していかなければいけないというふうに思っております。そのためには、建設部は建設部、企画振興部は企画振興部という取組だけでなく、より全庁で方向感や問題意識を共有しながら取り組んでいくということが重要になってきているというふうに受け止めております。

この空き家・空き店舗の問題は、若者の定住や居場所づくりということにもつながりますし、また、先ほども企画振興部長の答弁にもありましたように、私も現場に行くと、せっかく住みたいのに住む適切な場所がないということで移住を断念される方もいらっしゃいます。様々な方たちが意欲を持って起業されて、商店街の活性化に寄与していただいていますし、そうした取組が県全体のまちづくりにもつながっていくというふうに思っています。今申し上げたようなそれぞれの分野ごとの視点だけではなく、それを空き家・空き店舗を活用するという観点で横串を刺して県全体で総合的な政策を組み上げていくということが重要になってきているというふうに考えております。

この地域の負の遺産を、まちづくりの資産にぜひ転換していきたい。そのために、県庁全体で問題意識と方向性を共有するということが必要だと思いますので、改めて推進体制の在り方について検討し、この空き家・空き店舗の活用が進められるように県として取り組んでいきたいと考えております。

以上です。

〔6 番奥村健仁君登壇〕

○6 番（奥村健仁君）それぞれ御答弁をいただきましてありがとうございました。

今、知事の思いを私も共有できたのだなというふうに思っております。今後の展開を期待したいというふうに思っております。

先ほど建設部長より御答弁いただいたように、最近終活という言葉聞くようになりました。家についてどう処分していくのかということもぜひとも考えながら進めていただければというふうに思うところでございます。

最後に一言申し上げたいというふうに思っております。

一昨日、大町市において市内の女性が熊に襲われるという大変痛ましい事故が発生いたしま

した。被害に遭われた方にお見舞いを申し上げますとともに、一日も早い御回復をお祈り申し上げますというふうに思っております。

大町市では、これで4年連続熊による人身被害が発生しております。住民の皆様の不安は大変大きなものであると思っております。県におかれましては、林務、環境、危機管理など関係部局が一体となり、大町市に対して部局横断による徹底した熊対策を講じていただくことをお願い申し上げまして、私からの質問とさせていただきます。ありがとうございました。

○副議長（中川博司君）次に、大井岳夫議員。

〔19番大井岳夫君登壇〕

○19番（大井岳夫君）自民党県議団、大井岳夫です。本年度に入ってから本日に至るまで、多くの団体の総会に出席し、意見交換の中で様々な問題提起、厳しい現状をお聞きしてまいりました。以下、それらの声を盛り込みながら、通告に従いまして順次質問いたします。

初めに、長野県150周年の取組について質問します。

長野県150周年記念の事業の一環として、県内201か所、77市町村全ての観光スポットを巡るデジタルスタンプラリーが10月20日まで行われています。201か所は、文化・歴史施設、温泉、酒蔵・ワイナリーなどで構成されており、行きたいスポットを選び、足を運び、スマートフォンでチェックインしてスタンプを獲得。スタンプ獲得数に応じて抽選で豪華賞品が当たるという仕組みです。県民は信州の魅力を再発見でき、県外の方にとっては信州ファンを増やす仕掛けとなっており、周遊により経済波及効果も期待できることより、とても面白い150周年にふさわしい興味深い取組です。

さて、皆さん、このスタンプラリーが行われていることは御存じでしょうか。また、実際に周遊されている方はいらっしゃいますでしょうか。ちなみに、私は、先月、長野県150周年特設サイトのイベント情報などを調べる過程でたまたまこのスタンプラリーを発見しまして、そのコンセプトに触れた瞬間、スタンプラリー好きの私は心を奪われてしまいました。翌日から活動の合間に周遊を始め、本日までに40のスタンプを獲得しました。信州の魅力に触れ、理解を深めるためにも、もちろん目標は201か所全てのスポットのコンプリートであります。

話を隣県に移します。

お隣の群馬県では、県内の温泉、自然、食、文化などが紹介され、県内各地を認め印、スタンプを集めて回るGUNMA PASSPORTを先月5月に作成したところ、県内外から申込みが殺到し、初日で発行総数の1万件に達したため、新規受付を締め切ったことがメディアに大きく取り上げられました。そして、このほど3万部の増刷を発表するほどの人気となっております。

一方、本県のデジタルスタンプラリーでは、本年10月20日まで実施されていますが、実施さ

れていることを知らないという声を多く聞きます。より多くの方に周知され、参加してほしいという観点より、現在の参加状況について確認するとともに、今後どのように周知し、参加を促していくのか、伺います。

また、このスタンプラリーを契機に、一過性の取組として終わるのではなく、来年以降も多くの方々が県内を周遊し、県内の様々な魅力に触れられる継続的な仕組みづくりを進めるべきと考えますが、県民文化部長の見解を伺います。

150周年イヤーも残り半年となりましたが、さらなる機運の醸成に向けて今後どのように取り組んでいくか、伺います。さらに、来年以降、この取組を県の未来に向けてどのように生かしていく決意なのか、知事に伺います。

次に、地域おこし協力隊について質問します。

地域おこし協力隊とは、過疎や高齢化の進行が著しい地方において、地域外の人材を積極的に受け入れ、各地の課題解決に資する地域協力活動を行ってもらい、その定住・定着を図ることで地域力の維持強化を図っていくことを目的として2009年度に総務省によって制度化され、隊員の報償費や活動費は地方自治体に特別交付税措置されています。2004年には、全国1,794の自治体のうち65%に当たる1,176の自治体で7,910人の隊員が活躍。政府は、今年度までに1万人に隊員を増やす目標を掲げています。

県内においても、地域おこし協力隊を経て起業される方や市町村議会議員、さらには首長として御活躍されている方がいらっしゃる一方、こんなはずではなかったといった失望感により、任期途中で辞められたり、定住に結びつかない方もいらっしゃいます。

私は、生まれは佐久ですが、その後県外で育ち、20年前に信州に移住した移住者の一人です。その立場より、隊員の皆様には、各地にこれまでなかった新たな見方、発想、行動が長く暮らす方々との間で化学反応を生み、地域の新たな活力を生み出していくことを期待していますが、東京一極集中の是正という観点からも、地域おこし協力隊の皆様の活動、定住されての発展した活動に大きな期待を寄せています。

エールを送る視点より、順次質問いたします。

国の調査によると、令和7年度の長野県の隊員数は477人と全国2位ですが、隊員の長期的な定住が望ましいことは論をまちません。定住率は全国平均の70.3%。これは、令和2年から6年度で任期を終えられた隊員に対し本県は78%で全国4位と発表されましたが、近年の率の推移を伺います。また、これまでの県の定住者数について伺います。

次に、県内全ての隊員を対象とした地域おこし協力隊サミットが令和6年度より開催されていますが、成果と今後の展開について。以上2項目を企画振興部長に伺います。

最後に、東京一極集中の是正の観点より、県内の地域おこし協力隊員への期待について知事

に伺います。

〔県民文化部長小池広益君登壇〕

○県民文化部長（小池広益君）私には150周年記念事業であるデジタルスタンプラリーの状況、参加促進と、来年以降への仕組みづくりについてお尋ねいただきました。

デジタルスタンプラリーは、開始から約2か月で1万人を超える方が参加登録し、集められたスタンプ総数は3万個に達するなど、多くの方に楽しんでいただけていると認識しています。こんなすてきなスポットがあるなんて知らなかった。このような機会がなければ訪れなかったという参加者の声も届いています。

他方で、残念ながら知らなかったとの声もあることから、さらに周知を図る必要があると認識しております。今後は、夏休み期間の参加促進を狙い、民放テレビとのタイアップや県広報パートナーによるSNS発信などを通じ、幅広い層、特に若年層への周知拡大を図ってまいります。

来年以降の継続的な取組としては、本番を迎える信州デスティネーションキャンペーンにおいて、本県を訪れる観光客の皆様の周遊促進を検討中であると承知しています。こうした検討に当たりまして、本デジタルスタンプラリーの結果の分析やノウハウが生かされ、多くの方々が地域の多様な魅力に触れられる施策となるよう取り組んでまいります。

以上でございます。

〔知事阿部守一君登壇〕

○知事（阿部守一君）私には2点御質問をいただきました。

まず150周年に関連して、さらなる機運の醸成に向けてどう取り組むのか。また、来年以降この取組を未来に向けてどう生かしていくのかという御質問でございます。

まず、大井議員におかれましては、デジタルスタンプラリーに御参加いただきまして大変ありがとうございます。また、この場でも何度も申し上げているように、せっかくいいことをやっているのに発信力が弱いという御指摘は謙虚に受け止めなければいけないというふうに思っております。

今回の150周年記念事業は、「自らを知り 互いを知り 高め合おう「私たちの長野県」」というコンセプトで取り組んでおります。このため、県民の皆様方の参加を強く意識して事業を展開してきております。県歌「信濃の国」を題材とした投稿キャンペーン、市町村や企業、団体等との連携事業や記念商品、こうしたものに多くの皆様方に御参加いただいているところであり、今後も楽しみながら参加できる取組を広げていきたいというふうに思っております。

自らを知る取組、互いを知る取組、それから高め合う取組をそれぞれ進めてきているわけで

ありますけれども、先ほどの御指摘にもありましたように、こうした取組についてはさらにしっかりと発信をして、多くの皆様方に参加いただけるようにしていくということがまずは重要だというふうに思っております。

また、県全体で盛り上げを図っていくため、今後、マスメディアの皆様方やコンビニエンスストアとのコラボレーションによるプロモーション等を本格的に展開していきたいというふうに思っております。

加えて、あらゆる年齢層の皆様方に御参加いただくということで、昨日からは、俳句、短歌、キャッチコピーで本県の魅力や未来を表現する第2弾の投稿キャンペーンを開始しています。こうしたものもしっかりお伝えしていかなければいけないというふうに思いますし、また、次の時代を担う若者層への浸透ということで、新聞コンクールと連携し、地域を題材とする探究学習の推進や、独自の県民性をいろはかるたのスタイルで表現したポスター展も今後予定しているところでございます。いろいろな企画を用意しておりますが、そうしたものが県民に伝わらなければ意義が半減してしまいますので、そうしたところにも一層意を用いて取り組んでいきたいと考えております。

また、今後の県政にどう生かしていくかということにつきましては、例えば、投稿キャンペーンでは、県民の皆様方の様々な思いが寄せられてまいりますので、長野県の価値を改めて見つめ直し、キャッチコピーや写真等の作品で表現された地域の魅力を様々な発信に活用していきたい。そうしたもので信州ブランドの強さをさらに磨き上げていきたいと思っております。

また、子供たちに参加してもらう探究学習などを通じて生まれた発想を、これからの地域づくりや人材育成にもぜひ生かしていきたいと考えております。また、企業や著名人の方々から記念商品やお祝いのメッセージを頂戴する中でつながりができてきていますので、そうした皆様方との関係性を生かした発信の強化や価値づくりにもつなげていきたいと考えております。

今回の150周年を契機に、豊かな自然や地域の絆を未来につなぎ、子供たちや若者が夢や希望を持って挑戦できる活力ある長野県を実現できるように引き続きしっかり取り組んでいきたいと考えております。

続きまして、地域おこし協力隊員に対する期待についてという御質問でございます。

私は、県内各地を回らせていただいて、いろいろなところで地域のために活躍している地域おこし協力隊の皆様方と接するたびに、本当に頑張ってもらってうれしいと思うと同時に、長野県のよさや価値を非常に鋭く見ていただいているということに感謝しているところでございます。

本県は、地域おこし協力隊の数、定住率ともに全国の中では高い県ではありますが、さらにこうした隊員が活躍できるようにしていきたいというふうに思っております。県でも地域おこ

し協力隊を活用させていただいておりますし、また、それぞれの地域で活躍していただくだけではなく、協力隊員同士が問題意識や取組の方向性を共有していただくようなネットワークもつくらせていただいております。引き続き長野県の価値を高めていくための地域おこし協力隊の役割は非常に重要なものがあるというふうに思っておりますので、彼らの活躍を市町村と共にしっかり応援していきたいと考えております。

以上です。

〔企画振興部長中村徹君登壇〕

○企画振興部長（中村徹君）私には地域おこし協力隊について2点御質問をいただきました。

まず、県内の地域おこし協力隊員の定住状況についてでございますが、本県隊員の定住率の推移は、総務省の地域おこし協力隊の定住状況等に係る調査結果によると、令和元年度の64.2%から令和7年度の78.0%へと13.8ポイント上昇しており、全国平均の7.5ポイント上昇を大きく上回る伸び率となっております。また、定住率の全国順位で申しますと全国4位でございますが、令和4年度からはずっと全国10位以内の高順位をキープしております。また、市町村への照会結果によると、これまで任期終了した隊員1,280名のうち令和8年4月1日現在で本県に定住している者は930名と把握しております。

次に、しあわせ信州「地域おこし協力隊サミット」の成果と今後の展開についてお答えいたします。

しあわせ信州「地域おこし協力隊サミット」は、県内の地域おこし協力隊員、卒隊者、市町村担当職員が一堂に会し、地域を超えて交流と学びを深める機会として、令和6年度から開催しております。令和7年度は、講師の総務省アドバイザー等を交え、隊員同士がミッションや任期後のことについて話し合う交流研修会や、起業等について学ぶ分科会をサミットの中で実施いたしました。参加者からは、様々な方との交流は活動の手助けになる。事例や考え方を知ることができたなどの声が寄せられており、隊員の孤立防止や定住率の向上につながっていると考えております。

今後も、サミットを通じて隊員同士のつながりの場を確保するとともに、隊員が学びを深め、市町村で活躍できるよう支援してまいります。

以上です。

〔19番大井岳夫君登壇〕

○19番（大井岳夫君）それぞれ答弁をいただきました。

150周年の取組の中で、GUNMA PASSPORTについて触れました。他の自治体でよい取組については徹底的にパクレ、略してTTPという言葉があります。信州デスティネーションキャンペーンと連携し、二番煎じであっても、スタンプラリーの先に信州パスポート

(仮称)の発行を期待するものであります。

次に、鳥獣害対策について質問します。今回は、鳥獣害の中でも、熊ではなく鹿について取り上げます。それは、私が暮らす佐久地域において、鹿による被害が日ごとに深刻化していると多くの指摘を受けたからであります。

さて、長野県の猟友会員は令和7年度末で4,035人と、北海道の全国1位の5,749人に次いで全国2番目の会員を有する狩猟が盛んな県でもあります。そして、本年度、長野県猟友会は設立100周年を迎え、会員を増やし、さらに活動を活発化させようという機運が盛り上がっています。この機を逃さず、猟友会と自治体が信頼関係を深め、連携や情報共有を密にし、その活動を支え、後押ししていくことが不可欠であります。

その考えより、順次質問いたします。

鹿が隣接する他県の鳥獣保護区にて繁殖し、県境をまたいだ食害が拡大していると高原野菜を栽培する農家からお聞きしましたが、県境や広域をまたぐ鳥獣被害について把握できているか、伺います。また、どのように対策に取り組んでいるか、伺います。

県は、鹿の捕獲目標を、第4期ニホンジカ管理計画、これは平成28年からの計画でありまして現在は第5期になっておりますが、平成28年より年間捕獲目標を4万頭としています。なぜ4万頭かという、年間4万頭の捕獲で推移した場合は、将来減少または増加が抑制されるとの予測からであります。ちなみに、1万頭少ない年間3万頭程度の捕獲で推移した場合は、将来全ての地域で生息数が増加すると予測されています。

一方、本県のニホンジカ捕獲頭数は、近年においては平成25年の4万頭に若干足りないところでありますけれども、3万9,663頭をピークに減少傾向にあり、令和6年度の実績で3万3,435頭と、前年度令和5年の実績2万9,216頭から増加しているものの、4万頭とは6,565頭と大きな乖離があることから、この状況をどのように認識しているのでしょうか。また、いかにして捕獲頭数を目標の4万頭に近づけるのか、伺います。

捕獲活動は、わな猟のほか、グループ猟においては勢子や射手などから成るチームプレーですが、仕事等の都合により思うように人が集まらず、少人数で行われることも多いと聞きます。その背景には、狩猟には猟銃や弾頭などの維持・購入に加え、ガソリン価格等の高騰なども要因であると伺っています。仕事を休んで捕獲活動をするにも、労力に見合う最低限の収入が得られなければ、そこまで本気になって捕獲をするモチベーションが湧かない。行政の支援がもう少しあれば、よし、目標のために頑張ろうという気になるのだがという率直なお話を地元猟友会の総会において伺いました。

一方で、長野県猟友会では、さきに述べたとおり、100周年の年でもあるので、何とか頑張って捕獲目標4万頭を達成しようという粋な意気込みもあると猟友会の会長より伺ったとこ

ろです。

熊被害の増加を背景に、熊捕獲には本年度より1頭8,000円の報奨金が県より支払われることになりましたが、農業従事者や猟友会にとって、鹿が勝つか、我々が勝つかの瀬戸際だとの悲壮感をお聞きする中で、佐久地域において鹿との戦いはぎりぎりの状況にあると感じています。猟友会、狩猟者の思いに応えるためにも、鹿の捕獲に対しても現場の取組を後押しするインセンティブが必要と考えますが、いかがでしょうか。以上3項目を林務部長に伺います。

次に、特定分野に特異な才能のある児童生徒、一般的にギフテッドと呼ばれていますが、この言葉には様々な受け止めがあり、本県の教育においては特定分野に特異な才能のある児童生徒と呼称されているため、この呼称の下、児童生徒を伸ばす信州教育について質問します。

一昔前では、このような特性を持つ児童生徒は、指導が難しい、どのように接していいかわからないなどネガティブに捉えられることが多く、その結果、学校になじめず不登校となり、社会ともなじめず、あふれる才能があるにもかかわらず活躍の場が見いだせず、ひきこもりになってしまったという話も耳にしてきました。このような状況を例えるなら、磨けば光る多くのダイヤの原石を失ってきたとも言え、もしうまく導ける教育が行われていたらと思うと、やるせない気持ちになります。

芸術家、学術界やスポーツ選手、ビジネス界など、世界的な活躍をされている方々は、幼少期を振り返る対談などにおいて、今自分があるのは、誰々先生との出会いがあったからだと言われていることがあります。自分を認め、評価し、才能を伸ばそうとする先生との出会いによって、これまで時に暗かった人生がぱっと明るくなり、道が開けたのです。特別な才能を有するがゆえに周囲と同じ速度で学ぶことができないなど、時に多くの悩みを抱えている児童生徒が孤立しないよう、いかに寄り添い、理解し、才能を伸ばしていくか。少子化が進行する中、信州の教育の役割、期待はさらに大きくなっています。

そこで、以下質問いたします。

国においては、次期学習指導要領において、支援の必要性に応じて算数・数学、理科などで部分的に高校や大学の授業を受けられるようにすることを盛り込む案が示されましたが、本県においては、国の方針を注視しつつ、あらゆる取組を検討すべきと考えます。個人の特性を伸ばすためにも、モデル校を設置し、対応した教育を行うべきと考えますが、いかがでしょうか。

また、県内において特定分野に特異な才能のある児童生徒の状況をどのように把握し、対応した教育がなされているのか、教育長に伺います。

最後に、魚がすみ、戻ってくる河川について質問します。

私の住まいの近くには千曲川が流れており、遠くにそびゆる浅間山や八ヶ岳とともに、佐久を代表する風景として、時には荒々しく自然の猛威を振るいながらも、その清流は人々の癒や

しとなり、時にはイベント会場となり、生活の一部として存在してきました。

特に、初夏はアユ釣りをする釣り人でにぎわい、佐久における初夏の代表的な風景となってきましたが、近年、その姿をほとんど見るができなくなっていました。その理由は単純で、アユをはじめとした魚が釣れなくなったからであります。

では、なぜ釣れなくなってしまったのか。魚がすみ、戻ってこなくなったのか。その原因については様々な指摘がなされていますが、県内河川や湖沼でも同様の事態が起きているとも伺っています。

そこで、県の認識を確認するため、順次質問いたします。

県内河川における釣り人やアユをはじめとした魚の減少した原因について、1として、観光資源としての観点から、釣り人が減少傾向という認識があるのか、観光スポーツ部長に伺います。

2として、遊漁券の販売状況を基に、釣り人の人数について把握できているか、伺います。

3として、放流した魚の生存率や漁獲量への影響を知る参考として、魚の放流量の状況について伺います。以上2点は農政部長に伺います。

県においては、国からの法定受託事務として定期的に水質検査を行っていますが、千曲川上流においては、雨が降るとすぐに濁る川になってしまった。昔はこうではなかったとの指摘もあることから、千曲川上流において降雨後を対象とした水質検査の実施状況について伺います。また、農薬含有量については検査できているのか、環境部長に伺います。

野菜のマルチ栽培により、雨が土壌に浸透し切れず、川に流出した土砂との因果関係についてどのように認識しているか、伺います。また、畑からの土砂流出を防ぐことを目的としたグリーンベルトの整備が川の濁り対策として有効と考えますが、農政部長の所見を伺います。

〔林務部長千代登君登壇〕

○林務部長（千代登君）私には鳥獣害対策について3点御質問をいただきました。

まず、県境や広域をまたぐ鳥獣被害の把握状況とその対策についてのお尋ねでございます。

ニホンジカにつきましては、市町村等からの情報に加え、捕獲した地点のデータや個体群の直接確認により生息状況の把握に努めております。令和6年度の時点で県内全市町村において生息が確認されるなど、分布域が拡大している状況でございます。

こうした分布拡大に伴いまして、農林業被害は近年増加傾向にあり、高原野菜や造林木の食害など深刻な影響が生じております。また、県境周辺では両県をまたいで往来することから、広域的な被害の拡大も見られる状況にあります。このため、県では、群馬県をはじめとする隣接県との情報共有を行い、県境を越えた個体の移動や被害の発生状況の把握に努めるとともに、GPS首輪やセンサーカメラ等を活用して広域的な行動実態の把握を進めております。

対策につきましては、県境を越えた関係市町村や捕獲従事者と連携しながら、囲いわなやくくりわな等を活用した効率的な捕獲の実証を進め、あわせて、防護柵の整備費用への補助により被害の未然防止に努めているところでございます。

次に、鹿の捕獲目標と達成状況についてでございます。

県では、ニホンジカによる農林業被害の軽減と適正な生息密度の実現に向けまして年間4万頭の捕獲を目標としておりますけれども、実績は御指摘のとおり未達成となっております。その要因としましては、捕獲従事者の高齢化や担い手の減少に加え、里地の生息密度が低下したことによる捕獲効率の低下、さらに、近年では、高標高域や別荘地など捕獲が困難な地域への分布の拡大などが挙げられております。

捕獲目標の達成に向けては、まず捕獲の担い手確保育成を進めておりまして、市町村の被害対策実施隊への活動経費の支援や、初心者向けのハンターデビュー講座の開催など若手人材の確保と狩猟免許取得の促進に取り組んでいるところであります。

あわせまして、関係市町村や猟友会と生息状況や捕獲目標を共有するとともに、くくりわなの遠隔監視装置をはじめとするICTを活用した省力化への支援などにより捕獲頭数の底上げに努めております。

今後、捕獲の強化、そして効率化、それから担い手の確保、これらを総合的に進めまして、年間4万頭の捕獲目標達成に向けて取り組んでまいります。

次に、鹿捕獲に対するインセンティブについてでございます。

ニホンジカの捕獲につきましては、国の鳥獣被害防止総合対策交付金を活用しまして、例えば、ジビエとして利用する場合には1頭当たり9,000円、焼却施設へ搬入する場合には8,000円といった捕獲報奨金の支援を行うとともに、県単独事業により市町村が捕獲者に対して支援する経費への助成も実施しているところでございます。

しかしながら、御指摘のとおり、農業従事者や猟友会の皆様は大変厳しい状況の中で捕獲活動に取り組まれているということは認識しておりまして、捕獲に伴う労力や捕獲した個体の処理負担の軽減等も含めたインセンティブが重要であるというふうに考えております。このため、今後は、捕獲報奨金の活用を基本としつつ、食肉利用を拡大するための処理搬出作業の省力化など総合的な検討を進め、御苦労され、活動に取り組む猟友会の皆さんを後押ししてまいりたいというふうに考えております。

以上でございます。

〔教育長武田育夫君登壇〕

○教育長（武田育夫君） 特定分野に特異な才能のある児童生徒に対応した教育についてのお尋ねでございます。

子供はそれぞれに個性を有し、興味関心も多様でございますが、これまでの学校教育は、一斉一律に指導する傾向が強く、特定分野に特異な才能を持つ児童生徒の力を十分に伸ばし切れていなかったと認識しております。県教育委員会では、国の特定分野に特異な才能のある児童生徒への支援の推進事業の採択を受け、昨年度及び本年度ともに12校の実証協力校において取組を進めているところでございます。

特定分野に特異な才能を有するがゆえに、授業内容に物足りなさを感じたり、自らの興味関心に基づく学びをより深めたいと願っている児童生徒について、民間団体と連携し、大学生等がオンラインで個別に支援する新たな学習プログラムを実施しているところでございます。これにより、児童生徒が自らの興味関心に基づいて探究を深める機会を提供しているところでございます。こうした取組の中で生き生きと追求する児童生徒の姿も見られており、今後、より有効な支援の在り方を研究してまいります。

〔観光スポーツ部長柳井和則君登壇〕

○観光スポーツ部長（柳井和則君） 私には観光資源としての釣り人が減少傾向にあることの認識についてのお尋ねをいただきました。

本県は、千曲川や天竜川、木曽川をはじめとする豊かな清流や、諏訪湖、野尻湖などの多様な湖沼に恵まれるとともに、県内各地には多くの釣堀などがあり、釣りは貴重な観光資源の一つであると考えております。

観光スポーツ部では、釣りを目的として訪れる観光客数の統計調査は実施しておりませんが、総務省の社会生活基本調査では、いわゆる海釣りを含め、釣りを行った人数を調査しております。その調査結果によると、全国では2016年に釣りを行った人数は981万人でしたが、2021年には872万人と109万人減少しており、長野県は同期間に12万7,000人から12万6,000人に微減となっております。

県としましては、これまでも長野県観光公式サイト「G o N A G A N O」で溪流釣りの魅力などの情報の掲載をしてきましたが、今後も同サイトやSNSを通じた情報発信などを行い、釣りを目的に本県を訪れる観光客の誘客に取り組んでまいります。

以上でございます。

〔農政部長根橋幸夫君登壇〕

○農政部長（根橋幸夫君） 3点の御質問に順次お答えを申し上げます。

まず、遊漁券の販売枚数とその動向、また釣り人の数についても御質問があったかと思いますが、遊漁券の販売枚数につきましては、毎年度、漁業協同組合から報告を受けております。令和6年度の販売枚数は約9万3,000枚で、10年前の平成27年度と比較いたしますと7割程度まで減少したものの、近年は横ばいで推移しております。

なお、遊漁券を購入された方が実際何人釣りをされたかということは把握されておりません。したがって、遊漁券の販売枚数のみをもちまして釣り人の数を正確に把握することは困難であるというふうに考えております。

続きまして、魚の放流量でございますが、令和6年度は約54トンでございます。10年前の平成27年度比で7割程度となっております。

最後でございますが、河川への土砂流入の因果関係と土壌流出対策についての御質問でございます。

河川への土砂の流入経路は様々でございます。一概に農地からの土砂流入が河川の濁りの直接的な原因と特定することは困難であると認識しております。

一方、堆肥の施用などコストをかけて土づくりを行った土壌が失われることは、農業者にとりまして大きな損失でございます。また、病害虫の拡散防止の観点からも、やはり土壌流出対策は重要であるというふうに考えております。

グリーンベルトにつきましては、土壌流出を抑制する手法として一定の効果がございますが、圃場内の滞水やトラクターのスリップなど営農上の課題もございます。このため、県といたしましては、グリーンベルトの整備のほか、畝間への稲わら束の設置、緑肥作物の作付など様々な対策を検討しながら農地からの土壌流出の抑制に取り組んでまいりたいと考えております。

以上でございます。

〔環境部長小林真人君登壇〕

○環境部長（小林真人君）千曲川上流における水質検査の実施状況についてのお尋ねでございます。

河川の水質については、お話がございましたとおり、水質汚濁防止法に基づき、国からの法定受託事務として検査を行っており、検査項目には、水の汚れの指標であるBOD（生物化学的酸素要求量）や、濁りを示しますSS（浮遊物質）、それから、チウラム、シマジンなどの農薬成分が含まれております。

水質検査の方法に関する国の通達では、採水日前において比較的晴天が続き水質が安定している日を選ぶことと定められていることから、降雨後の採水は行っていないところでございます。これは、降雨後は一般に河川の濁りが増加し、また、逆に水量の増加により農薬も含めた有害物質などの濃度が低下する可能性があることから、平常時の河川の状態を評価できないためであると承知しております。

近時の千曲川上流の水質は、農薬成分については検出されておらず、BODやSSについても環境基準をほぼ達成している状況でございます。今後、県内の河川・湖沼の水質の調査研究を行っております諏訪湖環境研究センターにおいて化学物質の残留実態調査を行うこととして

おり、この調査の中で、環境基準項目として定められていない農薬成分についても検査を行うべく、測定分析項目を幅広く設定することを検討してまいりたいと考えております。

以上でございます。

〔19番大井岳夫君登壇〕

○19番（大井岳夫君）それぞれ答弁をいただきました。

先ほど、観光スポーツ部長より、県内の釣り人は12万6,000人というふうに答弁をいただいたところでありますけれども、では、12万6,000人の釣り人がどこで釣りをしているかといいますと、恐らくほとんどが県内ではなくて他県での海釣りに向かっているんじゃないかなというふうに感じております。せっかく県内には様々な美しい河川があるのにもったいない。豊かな自然を生かし切れていないと感じています。

各地の漁協の皆様や、定期的な清掃活動をされている団体など、各地河川を愛する皆様の御尽力により、県内の河川が美しく、魚が戻り、すみ続ける河川、湖沼であってほしい。そのためのたゆまぬ取組を要望しまして、一切の質問を終わります。

○副議長（中川博司君）この際、15分間休憩いたします。

午後2時1分休憩

午後2時17分開議

○議長（依田明善君）休憩前に引き続き会議を開きます。

続いて順次発言を許します。

向山賢悟議員。

〔17番向山賢悟君登壇〕

○17番（向山賢悟君）伊那市区選出、自由民主党県議団の向山賢悟でございます。

それでは、通告に従い、上伊那地域における児童相談所機能の充実について4点、気候変動に対応した農業振興について2点、一括にて質問をいたします。

上伊那地域への児童相談所設置については、子供や家庭を地域で支える体制の充実を求める声として長年にわたり地域からの要望が寄せられてきました。私自身も、平成30年度に上伊那PTA連合会長及び上伊那教育七団体連絡協議会の議長としてこの課題について要望を重ねてきた経緯があり、強い問題意識を持って取り組んでおります。

現在、上伊那地域は、医療、教育、福祉、行政、生活圏の面で一体性の強い地域であります。一方で、児童相談所の管轄は、伊那市、辰野町、箕輪町、南箕輪村が諏訪児童相談所、駒ヶ根市、飯島町、宮田村、中川村が飯田児童相談所と、諏訪と飯田に分かれております。

児童相談所は、単なる相談窓口ではなく、専門的な相談対応、一時保護、施設入所や里親委

託等の対応、市町村への専門的・技術的支援など、子供の安全確保と家庭支援に直結する重要な機関であるわけであります。したがって、児童相談所がどこにあり、どのような体制で市町村や関係機関と連携ができるのかは、子供の命と安全、そして家庭を支える地域の力に大きく関わるものであります。

もちろん、児童相談所の設置には、人材確保、専門職の育成、施設整備、既存児童相談所との役割分担、県全体の広域的な配置の在り方など様々な課題があることは理解しております。そのため、県においてもこれまで直ちに具体的な設置検討に進むことは容易ではなかったものと受け止めています。

しかしながら、近年、子供や家庭を取り巻く環境は大きく変化しております。県内の児童虐待相談対応件数は高止まりしており、令和6年度は2,833件と、前年度から増加しております。虐待内容も、心理的虐待、身体的虐待、ネグレクトなど多様であり、家庭が抱える課題は複雑化していると感じております。

また、上伊那地域に関係する相談件数を見ましても、令和6年度に諏訪児童相談所及び飯田児童相談所に寄せられた上伊那地域分は合計で475件となり、前年度からやはり増加しております。これらの相談は、両児童相談所においても一定の割合を占めており、上伊那地域の支援ニーズの高さがうかがえるわけであります。

しかも、生活圏としては一体でありながら児童相談所の管轄が二つに分かれていることは、単に行政上の管轄の問題にとどまらず、子供や家庭への支援の在り方に関わる重要な課題であると考えます。

例えば、虐待通告があった際に、児童相談所の職員が諏訪や飯田から現地に向かうため、子供の安全確認や一時保護の判断までに時間を要します。また、市町村が養育困難や虐待リスクを抱える家庭に対応する中で、児童相談所の専門的助言を求めたい場合にも、日常的、継続的な相談対応や共同対応がしづらい場面があるのではないのでしょうか。

さらに、上伊那地域内で転居や転校があった際、生活圏としては同じ上伊那であっても、管轄児童相談所が変わることがあります。支援が継続して必要な子供や家庭にとって、情報共有や支援方針の引継ぎに時間を要することは、支援の切れ目につながりかねません。

加えて、施設入所等が必要となった場合に、子供が地域を離れざるを得ないケースも考えられます。子供の最善の利益を考えれば、できる限り地域とのつながりを保ちながら支援をする体制が重要であります。

また、児童相談所職員が諏訪、飯田から上伊那地域へ出向くことに伴う移動距離や移動時間も実務上無視できない課題であります。移動に要する時間が大きければ、その分、相談対応、家庭訪問、関係機関との協議、市町村への支援に充てられる時間が限られてくるわけでありま

す。これは、地域住民の利便性だけでなく、児童相談所職員の業務効率化や専門性を十分に発揮できる体制という観点からも考える必要があると感じています。

こうした具体的な場面を考えますと、上伊那地域への児童相談所設置、あるいは、より身近な児童相談所機能の配置は、地域からの要望にとどまるものではなく、初動対応の迅速化、市町村支援の強化、管轄をまたぐ情報共有の円滑化、子供と地域とのつながりの確保、そして児童相談所職員の専門性をより有効的に発揮するための体制整備であるわけであります。

こうした中で、県では、昨年度から、上伊那地域の児童相談・支援体制について、関係市町村、民間事業者、児童相談所、上伊那広域連合も交えた検討会を始めていただいております。長年の地域要望を受け止め、まずは現状把握と児童相談・支援機能の強化に向けた検討を進めていただいていることについては、ようやく具体的に動き出したものと前向きに受け止め、心から感謝しているわけであります。

ただ、一方で、地域が求めてきたのは、単に相談窓口を増やすことではないわけであります。子供や家庭が困難を抱えたときに、より身近な場所で専門性のある支援につながり、市町村や学校、医療、福祉、民間支援団体が一体となって早期に継続的に切れ目なく支えられる体制をつくることであります。その意味で、上伊那地域への児童相談所設置、あるいは児童相談所機能の配置強化は、地域要望であると同時に、県全体の児童相談体制をより実効性のあるものにしていくための課題でもあると受け止めています。

そこで、酒井こども若者局長に3点、阿部知事に1点お伺いいたします。

まず1点目として、上伊那地域の分割管轄に対する県の評価についてであります。

上伊那地域が一体的な生活圏でありながら児童相談所の管轄が諏訪児童相談所と飯田児童相談所に分かれている現状について、県は子供・家庭支援の体制としてどのように受け止め、評価しているのか、お伺いいたします。

2点目として、検討会で把握された現状と課題についてであります。

県では、昨年度から、関係市町村、民間事業者、児童相談所、上伊那広域連合と共に上伊那地域の児童相談・支援体制について検討を進めていただいておりますが、これまでの検討を通じてどのような現状と課題が把握されたのか、お伺いいたします。

3点目として、令和8年度以降の児童相談・支援機能の強化についてであります。

県として直ちに児童相談所を設置することについては様々な課題があるものと理解しています。その上で、上伊那地域において、より身近に児童相談所の専門性を活用できる体制づくりが重要であります。例えば、サテライトデスク、巡回相談、常駐相談拠点、オンライン相談、事例検討会への児童相談所職員の参加など、児童相談所機能を段階的に地域に近づける取組について、令和8年度に着手できる具体的な取組としてどのような内容を想定しているのか、お

伺いたします。

そして、将来的な児童相談所設置を含む最適配置の検討について阿部知事にお伺いたします。

上伊那地域では、長年にわたり児童相談所設置を求める声があります。まずは児童相談・支援機能の強化を進めることを前向きに受け止めつつも、将来的には、本所または支所の設置も含め、児童相談所機能の最適配置を検討していく必要があると考えます。

県として、上伊那地域における児童相談所機能の最適配置について、今後どのような観点を踏まえ検討を深めていくのか、お伺いたします。

次に、気候変動に対応した農業振興について質問いたします。

上伊那地域は、稲作、果樹、野菜、花卉、畜産など多様な農業が展開されている本県で重要な農業地域であります。昼夜の寒暖差、豊富な日照などの地域特性を生かし、リンゴ、梨、米、花卉など幅広い品目が生産されていますけれども、近年、その生産基盤を大きく揺るがしているのが気候変動に伴う気象変化であります。

現場の皆さんから話を伺っておりますと、異常気象は、もはや一過性のものではなく、毎年の経営課題として強く意識されていることが伝わってきます。実際、JA上伊那においても、令和6年度は、春先の低温や夏場の高温の影響により、多くの品目で生産量が減少したと言及されております。

加えて、JA上伊那との意見交換の場では、各品目に共通する課題として、耐病性や暑さ対策に資する品種改良の重要性が指摘される一方で、そのための試験研究予算が減額されており、新たな品種が現場に普及するまでには長い時間を要するとのことのお話も伺いました。気候変動への対応は待ったなしであるにもかかわらず、研究開発と現場実装の間に時間差があることも大きな課題であります。

また、上伊那の農家の皆さんからは、果樹では高温、降雨の影響による着色遅れ、胴割れ、カメムシ被害、花卉では高温による生育不良や出荷本数の減少、水稻では生育の前進や作業時期の前倒しなど、各分野で栽培管理の難しさが増しているとの声が耳に届いてきます。単に暑いという話ではなく、品質、収量、出荷時期、販売計画、さらには作業の安全性まで、経営全体に影響する問題として受け止められています。

加えて、現場からは、県の高温対策事業の継続を望む声に加えて、申請手続きが分かりにくい、補助制度が使いにくい、施設資材や機械の高騰で導入に踏み切れないといった切実な声もあります。

果樹では、かん水施設や多目的ネット、防ガ灯の活用、野菜では、遮熱、冷却、かん水設備の整備、米穀では品種比較試験や飼料用米の取組など、現場では様々な工夫と努力が続けられ

ておりますけれども、異常気象、資材高騰、高齢化が重なる中で、生産者だけの努力では限界があります。上伊那では、アスパラガス、白ネギ、ブロッコリーなどの生産拡大が進められておりますが、猛暑の影響や出荷コスト、施設更新負担など、新たな課題も生じております。

こうした中で、県は、令和8年度当初予算において、持続可能な農業の実現に向けた施策を進めています。また、信州農業生産力強化対策事業では、夏期高温による農業生産の不安定化を踏まえ、高温対策メニューの拡充を図っております。農政部が、現場課題を踏まえ、制度面で対応を前進させていることは、大いに評価するところであります。

一方で、上伊那の実情を踏まえれば、求められるのは、高温対策にとどまらない総合的な適応策と現場で活用しやすい支援体制の構築であります。

そこで、根橋農政部長に次の2点についてお伺いいたします。

1点目として、県が拡充した高温対策事業について、上伊那地域でも防ガ灯や多目的ネット、遮熱、冷却、かん水設備などの要望がありますが、現在の補助申請はどのような状況であるのか。また、多様な品目構成を有し、気候変動の影響が現れている本県の地域事情を踏まえ、県として品目ごとにどのように支援をしていく考えなのか、お伺いいたします。

2点目として、県として今後どのように気候変動対策を進めていく考えか。また、技術指導や制度の活用支援、さらに将来を見据えた品目転換など、生産現場への具体的な対応についてお伺いいたします。

〔県民文化部こども若者局長酒井和幸君登壇〕

○県民文化部こども若者局長（酒井和幸君） 私には3点御質問をいただきました。

まず、上伊那地域で児童相談所の管轄が分かれていることに対する評価についてでございます。

現在、県内の児童相談所は、人口、地理的条件、交通事情等を踏まえて5か所設置しております。これは、児童虐待への迅速な対応に加え、パーマネンシー保障に向けた里親委託等を専門性を有する一定規模の職員で推進するため、国の参酌基準も参考にしたのですが、上伊那地域は諏訪と飯田の二つの児童相談所で管轄している状況にあります。

上伊那地域の関係者の方からは、二つの児童相談所が管轄していることに対し、圏域内の全市町村で連携して進める他の福祉部門の取組等と整合を図ることが大変。管轄エリアをまたぐ支援が必要な場合、情報共有が図りにくい等の声が寄せられており、そうした不安、心配が生じない体制づくりが大切と認識しております。

このため、県では、上伊那地域を所管する諏訪・飯田の両児童相談所で連携して上伊那地域の地域懇談会や研修会を開催するほか、本年度は、上伊那地域の市町村によるこども家庭センターの統括支援員会議等に両児童相談所職員が参加し、情報交換や助言等を行い、圏域を二つ

の児童相談所が所管することによる課題が生じない一体的な児童相談・支援が行える体制確保に取り組んでまいります。

次に、上伊那地域の児童相談・支援体制の充実に向けた検討を通じて把握した現状と課題についてでございます。

昨年度、地元関係者からの御要望も踏まえ、上伊那地域の市町村、児童福祉施設関係者と県とで連携し、上伊那地域における児童相談・支援に関する課題の整理と支援の充実を図るため、上伊那地域の児童相談・支援体制に関する検討会を計3回開催しました。

この検討会では、まず現状として、近年、困難を抱える子供や家庭が増加し、支援するケースも多様化、複雑化していること、さらには、上伊那地域は全市町村にこども家庭センターが設置され、教育委員会との連携も十分に図られていることや、構成市町村で定期的に統括支援員会議が開催されていることなどに強みがあるとの確認をいたしました。

また、課題としては、家庭を支える民間支援が十分とは言えないことや、児童相談所が遠く、虐待通告時の初動対応の遅れが心配であること、さらには、市町村の業務が拡大する中、児童相談所職員からの専門的な支援の強化が必要などの御意見をいただきました。

こうした現状、課題につきましては、中間取りまとめとして整理し、関係者で確認するとともに、今後も連携した検討や取組を進めてまいります。

最後に、上伊那地域の相談支援機能の強化に向けた本年度の取組内容についてでございます。

昨年度の検討会での検討成果を踏まえ、本年度、まず県では、児童相談所職員による定期的な事例検討会への参加を強化し、市町村職員のケース対応に係る相談機会の充実を図ります。加えて、今年度、新たに諏訪児童相談所の児童福祉司と伊那市の福祉職との間で交流研修を開始し、地域の専門性向上を図ってまいります。

また、市町村では、家庭支援事業のうち、保護者の病気や育児疲れ等に施設等で対応するショートステイ事業の受皿拡大のため、地域の協力家庭を活用するすくすくパートナー事業の本格運用に県内でも先進的に取り組みいただいております。

さらに、民間事業者においては、県と日本財団との連携協定に基づき、里親登録者が上伊那地域において緊急的に保護を要する子供を一時的に預かる事業が開始される予定であるなど、里親養育の基盤強化に取り組んでいただいているところでございます。

以上でございます。

〔知事阿部守一君登壇〕

○知事（阿部守一君） 私には上伊那地域における児童相談所機能の最適配置について今後どういう観点を踏まえて検討を深めるのかという御質問をいただきました。

まず、向山議員の御質問にもありましたように、昨年度、上伊那地域の児童相談・支援体制

に関する検討会を地元の皆様方と共に開催し、まずはソフト面の充実から進めていこうということで取組を始めております。

チーム養育の強化、専門性の向上や人材育成、市町村への支援充実、こうした取組の方針の下、今年度から、諏訪児童相談所と伊那市とで福祉職の人事交流や乳幼児を緊急時に里親委託する体制構築等を開始したところでございます。こうした取組を推進するとともに、児童相談所職員の専門性も高め、困難を抱える子供の支援に係る県としてのモデル地域となるよう取り組んでいきたいと考えております。

一方、県全体の児童相談所の配置の在り方については、私としても重要な課題だというふうに考えております。できるだけ身近なところに対応してほしいというニーズと、児童相談所はやはり一定程度専門性を上げていかなければいけないと、ある意味相反する要素があるわけがありますけれども、今後は、子供虐待相談件数や地理的な条件、また、児童相談所として果たすべき機能、さらには、関係者、市町村等との役割分担、あるいは連携の在り方、こうしたことを勘案して検討を行っていきたいと考えております。

以上です。

〔農政部長根橋幸夫君登壇〕

○農政部長（根橋幸夫君） 気候変動への対応に関しまして2問の御質問をいただきました。

まず、高温対策事業の活用状況と品目ごとの支援に係る考え方についての御質問でございます。

信州農業生産力強化対策事業で拡充いたしました農作物の高温対策の申請状況でございますが、全県で15件でございます。上伊那地域からも、果樹のかん水設備、花卉の遮熱資材の導入などの要望があったところでございます。審査の結果、このうち11件を採択いたしまして、この夏に間に合うよう順次資材の導入が進んでいるところでございます。

園芸品目における高温等の具体的な影響といたしましては、果樹における果実の日焼け、施設野菜や花卉類における樹勢の低下、着花不良、露地野菜における干ばつによる生育不良の発生などが見られております。

これらへの対応といたしまして、果樹では日焼け果防止のための多目的ネット、野菜、花卉におけるハウス栽培では遮光・遮熱カーテンや換気装置、露地野菜ではかん水設備などの高温対策資材の導入を支援してまいりたいと考えております。

続きまして、気候変動対策と生産現場への具体的な対応についての御質問でございます。

県では、気候変動、とりわけ温暖化が農業生産に及ぼす影響に的確に対応するため、試験場の農業技術ステップアッププログラムに基づきまして、高温による影響評価、高温耐性品種の開発、栽培管理技術の研究、この3点を重点的に進めております。

これらの研究成果は、農業農村支援センターがＪＡや市町村等関係機関と連携いたしまして、生産現場への速やかな普及定着に取り組んでいるところでございます。具体的には、上伊那地域におきまして水稻の高温耐性品種の現地適応性試験を実施するとともに、アスパラガスやカーネーションのハウス栽培におきまして遮光・遮熱資材の実証試験を進めているところでございます。また、生産者の皆様が施設整備や機材導入に係る補助事業等を円滑に活用できるよう、制度内容の丁寧な周知や申請手続の支援にも努めているところでございます。

今後とも、将来の気候変動を見据えまして、技術の研究普及を一層進めるとともに、各種制度の活用支援や新たな品種、品目の導入支援などを通じまして、地域の実情に即した持続的で安定的な農業生産の確立に取り組んでまいります。

以上でございます。

〔17番向山賢悟君登壇〕

○17番（向山賢悟君）それぞれ御答弁をいただきました。

まず、上伊那地域における児童相談所機能の充実についてであります。

上伊那地域の分割管轄による課題や、検討会で把握された現状の県としての受け止め、令和8年度以降の児童相談・支援機能の強化に取り組んでいただく方向性について確認することができました。特に、阿部知事から、県として上伊那地域を児童相談機能の一つのモデル地域として進めたいという御趣旨の御答弁をいただいたことは、大変心強く受け止めております。

大切なのは、この検討を一過性のものとせず、子供や家庭、市町村、関係機関が実感できる具体的な体制整備につなげることであります。児童相談所機能の充実は、子供の安全を守るための体制強化であるのと同時に、対象となる家庭が孤立することなく、配慮も含めて必要な支援につなげていくための取組でもあります。そうした視点を大切にしながら、上伊那地域における支援体制の充実をさらに進めていただくことを望みます。

また、気候変動に対応した農業振興につきましては、県として、高温対策事業の拡充に加え、技術指導、研究成果の現場実装、さらには、品目転換も含め、総合的な対応を進めていく方向性を確認させていただきました。

上伊那地域をはじめ、現場で必要とされる対策が、申請しやすく使いやすい制度として確実に届き、生産者の経営継続と産地の維持につながるよう、今後も引き続きの支援をお願いして、私の一般質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（依田明善君）次に、竹村直子議員。

〔1番竹村直子君登壇〕

○1番（竹村直子君）改革信州、竹村直子です。

学校での先生方の働き方改革と生徒の主体性を育むことにつながった取組が下伊那郡の松川

中学校で行われています。毎日行っていた清掃活動を縮減し、その時間を「みんなの時間」と称した活動として位置づけて、25分間、もしくは帰りの学活と組み合わせた約40分間を学力向上に向けた取組や生徒の主体的な活動に向けた取組に充てるとともに、職員の会議時間や学級事務、家庭訪問などを勤務時間内に保証することにもつなげようとしているそうです。学校の諸課題を解決するための踏襲的な日課を見直した新しい挑戦と言えます。

もともと松川中学校には無言清掃が伝統的に根づいており、先生方の反対意見もありましたが、議論を重ねる中で、令和6年秋から取りあえずお試しでやってみることになりました。なお、清掃がない日の午前中には、地域の方に委託支援をお願いして、トイレや手洗い場周りを中心に衛生面の確保に配慮しているそうです。

お試し期間は、「学習パワーアップ月間」と題して、2学期と3学期の期末テストに向けたスタディタイムを日課に位置づけ、全校同一步調で学習計画を立てたり、個々に学習を進めたりしました。

1か月のお試し期間を終えて全校生徒にアンケートを実施したところ、家庭での学習時間が1時間半も伸びたとか、自分のやるべきことを可視化できたので勉強する気が生まれたなど、パワーアップ月間を通して学習への関心、意欲が高まり、パワーアップできたと答えた生徒が67%に上りました。その効果が実証されるよい結果が得られたことで、令和7年4月から、年間を通して「みんなの時間」が正式に日課に位置づけられることになりました。

一方、掃除の機会が少なくなったことにより、学校の中が汚く感じられるようになったことも事実で、毎日の掃除の効果を実感したと教頭先生は振り返っています。

そうすると、やはり掃除の時間を復活させたほうがよいのではとなりそうです。ところが、そのことに生徒たち自身がいち早く気づき、考え、判断して、そのための解決策を自分たちで考えようと積極的に動き、全校生徒による清掃に関する話し合い集会が開かれたそうです。

生徒たちからは、ごみが落ちていたら進んで拾う。ごみを出さない工夫をすればよい。1回ずつの掃除の質を上げることが大切。消しゴムの消しかすを落とさないように心がけるなどの意見が。また、無言清掃に対しても、なぜ無言でやっているのか、無私語清掃のほうが仲間とのコミュニケーションも取れて清掃の質が上がるのではないかと活発な意見交換が行われました。

そして、週2日の掃除の時間は、1年生から3年生までの縦割り班による清掃を取り入れたことにより、3年生が1、2年生の手本となる清掃が展開され、先輩としての自覚と責任ある活動、そして、それを見習い、模倣する後輩とのチームワークにより、以前に比べて掃除の質が大幅に向上したそうです。掃除の機会が少なくなった分、より集中して本気モードで取り組まなければと、掃除に対する生徒たちの自覚と意識に変化が見られるそうです。

現在、木曜日のスタディータイムでは、分からないところを自由に聞きに行ける質問ルームを設けて、教員がきめ細やかな指導も行っています。

月曜日は、生徒に計画を委ねる生徒集会、学年レク、部活動、学級の時間、また、学期末には大掃除の松中クリーン作戦など、その時々に応じた柔軟な活動を交えた「みんなの時間」になっています。

水曜日とはいうと、15時には完全下校となり、先生たちの会議も早めに始められます。学年内の情報共有、教科会の臨時の打合せ、フリースクールに出向いての全員研修会、不登校生徒宅への家庭訪問などなど、退勤時間までの1時間40分を有効に活用した様々な業務や対応が柔軟かつタイムリーにできており、こうした余白の時間の創出は、働き方改革を推進する上で非常に有効であると言えます。

「自ら考え、正しく判断し、行動できる生徒」という学校目標を掲げ、勉強も掃除もその他の活動も、自主性を重んじ、自分で何をすべきかを考えて、自主的に行動できる生徒の育成につながっているこの松川中学校の掃除の時間の改革を、教育委員会はどのように評価しますか。学校の当たり前を変えたことにより、先生の働き方が改善され、生徒のやる気を起こしたこの松川中学校の取組を、全県の学校に広げていく考えはありませんか。以上2点を武田教育長にお聞きします。

今年4月11日、阿南町の国道151号線で、のり面崩落により通行止めが起きました。飯田建設事務所と建設事業者の対応でゴールデンウィーク直前には片側通行となり、現在も復旧工事が進んでいるところです。

現在通行止めとなっている県管理の道路はほかにもあります。南信州は、ほかと比べてそういう事例が多いのではないかと、建設部に過去5年のデータをまとめてもらいました。令和3年から令和7年までに県管理道路で落石やのり面崩落等で通行止めとなった全県85か所中、飯田建設事務所管内は最多の25か所で、2番目の大町の11か所に2倍以上の差をつけてぶっちぎりの1位です。これは、危険箇所が多いということだと思いますが、その危険箇所の解消に向け、どのように取り組んでいるのでしょうか。

もう一つ気になるのが、南信州地域の道路改良率です。県平均70%で、飯田建設事務所は53.1%です。他の地域と比較して一番低い状況となっていますが、その要因についてどのように認識しておられるのか。また、今後、南信州における道路改良率の低い状況を踏まえ、効果的に道路改良を行うべきと考えますが、どのように進めていかれるのか。以上2点を森下建設部長にお聞きします。

1年前に、新田副知事が南信・木曽担当として任命されました。これは、この広い長野県で、北にある県庁から見ているだけでは南信の遠いところまで目が届かない。北高南低を感じてい

る特に南信州地域の思いを受け止めるための任命であると私は思っています。

南信担当として就任されてから1年がたった今、南信地域の課題感とそれを踏まえた今後の抱負をどうお考えか、新田副知事に伺います。

例えば、2週間滞在を年4回行うなど、今よりももっと新田副知事には南信地域に足を運んでほしいと思いますが、阿部知事のお考えを伺います。

〔教育長武田育夫君登壇〕

○教育長（武田育夫君）私には2点質問をいただきました。

まず、松川中学校における学校改革の取組についてでございます。

松川町立松川中学校において、生徒による全校清掃を従来の週5日から2日に見直すことで、生徒及び教職員が活動できる時間を生み出しているということは承知しております。このことにより創出された時間は有効に活用され、生徒が自ら取り組みたい活動を考える機会となっているほか、教職員においても生活の中にゆとりが生まれていることを実感していると聞いております。

生徒や教職員がゆとりを持って主体的に過ごす時間を生み出すため、従来の在り方にとらわれず教育活動を見直した松川中学校の取組を、県教育委員会としても注目しているところでございます。

続きまして、松川中学校の実践を全県に広げていく考えはないかというお尋ねでございます。

自分たちの校舎を自分たちで磨くということは、意味ある教育的な活動であり、長野県の学校においてはこれまで伝統的に清掃活動が大切にされてきたところでございます。一方、松川中学校の取組は、従来の当たり前を見直し、日課の中に余裕をつくり出したものであると考えております。

現在県教育委員会で進めておりますウェルビーイング実践校TOCO-TON（トコトン）の取組は、今までの当たり前を子供の側から見直すことであり、子供や保護者、地域と共に、それぞれの学校が特色ある教育を創出することにあります。そうした意味においても、松川中学校の取組は、一つの事例として大切にしていまいりたいと考えております。

〔建設部長森下淳君登壇〕

○建設部長（森下淳君）私には南信州地域の道路整備に関して2点御質問をいただきました。

初めに、落石などの危険箇所の解消に向けた取組についてお答えいたします。

南信州地域におきましては、地形的に急峻な山間地が多く、落石やのり面崩壊などの危険箇所が他地域に比べ多い状況にございます。

このため、管轄する飯田建設事務所が管理する道路では、落石などに伴う全面通行止めが、議員御指摘のとおり、直近5年間で25件発生しており、県内の他の建設事務所の中でも最多の

発生件数となっております。

県では、道路防災点検や日常的な道路パトロールなどにより、落石や崩壊のおそれがある箇所を把握した上で、危険性や通行への影響などを踏まえつつ、計画的にその対策を実施しているところでございますが、飯田建設事務所管内におきましては、現在、落石防止対策やのり面対策などの工事を全県でも最多の33か所で進めているところでございます。

引き続き、関係機関とも連携しながらこれらの対策を推進し、危険箇所の早期改修を図ることと、南信州地域における安全な通行の確保に努めてまいりたいと思います。

次に、南信州地域における道路の整備状況と今後の整備についてお答えいたします。

飯田建設事務所管内における道路改良率は53.1%であり、議員御指摘のとおり、県平均の67.0%と比較して低い状況にございます。

先ほども御説明したとおり、飯田建設事務所管内は急峻な山間地に位置する道路が多く、道路整備に多くの費用と時間を要することから、他地域に比べ相対的に改良率が低くなっているものと認識しております。

また、改良率は、大型車が安全にすれ違うことが可能な幅員が確保された道路の割合で表されますが、飯田建設事務所管内には大型車の交通量が少ないために、そこまでの幅員を求められない路線も多く、このような箇所の改良工事については改良率に反映されないことも一因であると考えております。

改良率は、道路の整備水準を表す指標の一つではありますが、道路整備においては、改良率の向上だけでなく、緊急輸送道路の防災対策強化や災害時における迂回機能の強化、大規模プロジェクトの効果増進のための関連道路整備など、地域の様々なニーズや課題に応じて進めることが重要であると考えております。

南信州地域においては、リニア中央新幹線や三遠南信自動車道の整備効果を広く波及させることを目的とした関連道路事業を重点的に進めるなど、地域のニーズに応じた効果的な道路整備を推進してまいります。

以上でございます。

〔副知事新田恭士君登壇〕

○副知事（新田恭士君） 私には南信地域の課題感と今後の抱負について質問をいただきました。

私が南信・木曽地域を担当する副知事に就任してから1年3か月が経過いたしました。この間、管内全ての市町村を訪問し、各市町村への訪問回数は、振り返れば延べ80回になり、南信・木曽地域の様々な現場に足を運んでまいりました。行政としての訪問に加え、各地の祭りや伝統行事にも参加し、地域文化の豊かさや住民の皆様の地域への思いに触れてまいりました。また、建設、農業、林業、ものづくり、水道の現場や、病院、学校などを訪問し、地域を支え

る皆様の声を直接伺ってまいりました。そうした中で、地域医療を支える人材の確保、地域公共交通の維持、産業の担い手不足、インフラの維持管理など、人口減少社会における課題を改めて深く認識したところであります。

一方で、南信・木曽地域は、三遠南信自動車道の整備やリニア中央新幹線の開業を控え、長野県の中でも大きな発展の可能性を秘めた地域であると感じております。今後も、知事を補佐しながら、市町村や関係機関と連携し、現場で伺った声や課題認識を県政運営や県土のグランドデザインの検討に反映させるとともに、自動化技術やＡＩなど先進技術の社会実装、地域医療や交通の確保、産業振興に取り組み、南信・木曽地域の強みと可能性を将来につなげてまいりたいと考えております。

以上です。

〔知事阿部守一君登壇〕

○知事（阿部守一君）私には、新田副知事が南信地域２週間滞在を年４回行うなどもっと足を運んでほしいと考えるが、私の考えはどうかという御質問をいただきました。

今新田副知事から御答弁申し上げたように、新田副知事にはかなり精力的に南信・木曽地域を訪れていただき、現場に足を運んでいただいて、県民の皆様方の声を聞いてきていただいているわけですが、私もそうした役割はこれからもしっかり果たしてもらいたいというふうに思っております。

しかし、一方で、新田副知事の所管業務はこの地域担当だけではなく、建設、農政、林務といった部局を担当していただいていますし、また、県土のグランドデザイン、デジタルトランスフォーメーションの推進、直面する県政課題への対応など、県政全体に関わる重要な役割も担っているという状況であります。

また、私も、これまで、移動知事室や執務週間ということで、できるだけ長期で県庁を離れて県内各地域に滞在させてきていただいているところでありますが、本県は非常に広い県土がありますので、これは、知事が誰になろうとも、やはりこうした姿勢は継続していかなければいけないのではないかというふうに思っておりますし、知事がそうした現場に出向いている際は、やはり副知事には県庁でいかなる事態が生じても対応できるように代理を果たしてもらうということが必要だというふうに考えております。そのため、御提案があったような２週間、年４回というような形でかなりまとまった期間県庁を離れていただくということについては、なかなか現実的には難しいものというふうに考えております。

長野県は広くて様々な地域のそれぞれの課題や取組の方向性がございますので、今後とも、関副知事、新田副知事、両副知事としっかり仕事を分担しながら、各地域を訪れて、地域の声をしっかりお伺いしながら県政を進めてまいりたいというふうに考えております。

以上です。

〔1 番竹村直子君登壇〕

○1 番（竹村直子君）伝統や前例を踏襲することにこだわるのではなく、毎日の教育活動の中で現状の課題解決につながる手だてを講じるためには、それなりの時間が必要です。今までやっていた何かを減らしたりなくしたりしなければ、時間をつくれません。ぜひ松川中学の取組を広げていただきたいと思います。

通行止めにより、迂回路がなく孤立する集落があったのも南信州のみでした。本定例会の道路上の事故に係る損害賠償の専決処分報告にも、落石による損害賠償がありました。住民の安心・安全を守るために道路整備をお願いいたします。

県予算による恩恵のイメージを、県内四つの地域別にどうなるか、チャットGPTに聞いてみました。北信が星五つ、中信が星四つ、東信が星三つ、そして、南信は星二つでした。私が抱いていた印象と同じでした。

スポーツで上を目指したい中学生は、東信、中信の高校へ流れていってしまいます。長野オリンピックのときは、聖火ランナーが走っただけでした。南信州出身の県職員の多くは長野市に家を建てているそうです。南信州の中を公共交通機関で端から端へ移動すると3時間かかりますが、つながっていることがうれしいです。

新田副知事におかれましては、たまには東京へ行く用事の際に飯田からバスに乗ってみるとか、名古屋へ出てみるとか、お祭りのときではない日常の南信州を体感していただければと思います。

以上で終わります。

○議長（依田明善君）お諮りいたします。本日はこの程度で延会にいたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（依田明善君）御異議なしと認めます。よって、本日はこれをもって延会することに決定いたしました。

次会は、明26日午前10時に再開して、行政事務一般に関する質問及び知事提出議案に対する質疑並びに決算特別委員会の設置等を日程といたします。書面通知は省略いたします。

本日は、これをもって延会いたします。

午後3時6分延会